



板倉町風景計画



平成22年6月
群馬県板倉町

ごあいさつ

板倉町は、関東平野のほぼ中央に位置し、北遠方に日光、赤城の山並みを擁し、町の南端には利根川、北端には渡良瀬川、東端には渡良瀬遊水地に囲まれた平坦な地形であります。

その景観は、眺望景観、水辺景観、集落景観など、豊かな自然の恵みを受けながら、地域の人々のたゆみない暮らしの営みの積み重ねにより育まれてきました。



本町では、町民一人ひとりが親しみと愛着と誇りの持てる板倉らしい風景づくりを進め、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、平成20年6月に群馬県知事の同意を経て、同年8月に「景観行政団体」となり、景観まちづくりに取り組んでまいりました。

このたび、更なる本町のまちづくりにつなげるため、景観法に基づく景観計画である「板倉町風景計画」を策定し、この風景計画を具現化するものとして、「板倉町風景条例」を制定しました。

今後、この計画を実現し、次の世代にこの美しく魅力あるふるさとを引き継いでいくために、町民、事業者、行政が一体となり、まちづくりを進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見を賜りました町民の皆様並びに景観計画策定委員会の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成22年6月

板倉町長 栗原 実

板倉町民憲章

わたくしたちは、光と水と緑につつまれた美しい板倉町の自然と、先人のたゆまぬ努力と英知で築かれた歴史や伝統を後世に伝え、信頼と強調のうえに、町民としての誇りを抱き、希望にみちた活力あふれる町づくりをすすめる指標として、ここに町民憲章を定めます。

(昭和53年9月12日制定)

1. みどり豊かな自然を愛し 美しい町をつくります
1. きまりを守り教養を高め 文化のかおる町をつくります
1. 元気で働き産業をおこし 豊かな町をつくります
1. 助けあい励ましあって しあわせな町をつくります
1. 明るい家庭を中心に 希望にみちた町をつくります

■ 板倉町風景計画 目次

◆ 本 編

はじめに 風景計画の目的、位置づけ	1
第1章 板倉町の風景とは	5
第2章 風景づくりの目標	13
第3章 風景づくりの方針	15
第4章 風景づくりの基準	23
第5章 板倉風景資産の保全・活用	29
第6章 公共施設による風景づくり	32
第7章 重点地区の風景づくり	34
第8章 水辺風景づくり重点地区風景計画	36
第9章 風景づくりの推進に向けて	43
■風景づくりガイドライン	47

◆ 参考資料

1 風景計画の策定経緯	57
2 板倉町景観計画策定委員会委員名簿	58
3 風景づくりに関する町民意向の把握	59
4 板倉町風景条例	67



板倉町風景計画の構成

はじめに 風景計画の目的、位置づけ (景観法第8条第2項第1号を含む)

I 風景の特性と今後の風景づくりの方向性

- 板倉町の風景について
 - ・板倉町の風景の特徴を示す
- 風景づくりの方向性
 - ・風景づくりの目標や方針を示す

第1章 板倉町の風景とは

第2章 風景づくりの目標

第3章 風景づくりの方針 (景観法第8条第2項第2号)

II 景観法を活用した風景づくりの実現手法

- 風景づくりの目標や方向性を実現するための方策や基準等
- 景観法の制度を活用することを基本とし、町独自の自主事項を組み合わせた内容

第4章 風景づくりの基準 (景観法第8条第2項第3号)

第5章 板倉風景資産の保全・活用 (景観法第8条第2項第4号)

第6章 公共施設による風景づくり (景観法第8条第2項第5号ロ)

第7章 重点地区の風景づくり

第8章 水辺風景づくり重点地区 風景計画

III 風景づくりを進めるための方策

- 本計画を実現するための推進方策
 - ・主にソフト面（体制づくりや普及啓発等）での取り組みを示す
 - ・今後の取り組みのスケジュールを示す

第9章 風景づくりの推進に向けて

■ 風景づくりガイドライン

はじめに 風景計画の目的、位置づけ



1 風景とは

「風景」とは、河川や池沼等の自然的なもの、建築物や工作物等で創り出される人工物や集落、水田をはじめとする田園地域など、板倉を構成している全ての要素が対象になります(※1)。風景は、地域の長い歴史の中でつくり、守り、育ててきたものであり、我々の生活や暮らしに密着したものです。

また、風景とは、単に目に見えるものばかりではなく、眺めるという行為を通じて感じる心象(心地よさ、美しさ、楽しさ)や川音や鳥のさえずり、花の香りなど、五感で捉えるものを含むものです。その感じ方は人によって様々ですが、多くの人が心象を共有することが共通の価値観を生み出すこととなります。

このような風景が多くの人々に受け入れられることで「好ましい風景」が共有化され、その結果「板倉らしい風景」として認識されると考えられます。また、好ましい風景は、暮らしやすさや心地よさにつながるものであり、「住み続けたい」「行ってみたい」など、町民の地域に対する愛着や文化を醸成するとともに、地域に活気をもたらすものであり、我々が共有すべき貴重な財産ということが出来ます。

(※1)

欧州においても2000年に締結されたヨーロッパ・ランドスケープ国際条約(現在30カ国批准)により、『「風景」とは、人々に知覚されるエリアであり、その特徴は、自然の作用、人間の作用、あるいは自然と人間と相互作用による結果の表れである。』と統一的な定義がなされました。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

ガイドライン

参考資料

2 風景計画について

(1) 風景計画策定の背景と目的

本町は、利根川、渡良瀬川、谷田川などの水辺と水田を中心とした農地を基調とし、旧古河往還沿いの既成市街地や集落などで構成される地域です。過去に、河川の氾濫による水害を受けたことにより、堤や排水機場の整備を行い、集落では盛土した敷地内に水塚を建設するなどの対策を進めながら、豊かな水辺とともに板倉らしい風景を育んできました。

近年では、食糧増産を目的とした大規模な池沼の埋め立てによる農地の造成が実施され、さらに工業団地の整備やニュータウンの建設が進むことで、本町の風景は大きく変化を遂げました。また、営農環境の低下や町民のライフスタイルの変化などにより、優良な農地を含む複数の場所における建設残土の堆積や電波塔等の建設、集落における屋敷林等の敷地内の緑の減少や水塚の消失など、本町の風景を取り巻く状況が変化しています。このため、町民や事業者、行政が風景づくりに関する基本的な考え方や方向性に関して、共通の認識を持つ必要性が高まってきました。

このような状況の中、平成 16 年に景観に関する総合的な法律である景観法が制定されました。景観法では、景観行政団体が景観計画を策定することにより、実効性のある取り組みを行うことが可能となりました。同時に文化財保護法も改正され、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」を文化的景観と定義し、文化財の一つとして位置づけられました。

このような背景に基づき、本町では、水辺の文化的景観の保全や、田園風景との調和を図るため、景観法に基づく景観計画（以下、「風景計画」という）を策定し、板倉らしい風景づくりに取り組むこととしました。

(2) 風景計画の位置づけ

本計画は、板倉町第4次総合計画を具体化する計画として、板倉町都市計画マスタープランとの整合を図り、景観法第8条に基づく計画として策定するものです。

計画の策定に当たっては、本町の風景の特性や課題を踏まえ、風景づくりに関連する計画との連携を図りながら、実効性のある取り組みを示すものであり、今後の本町の風景づくりの基本的な指針となるものです。

(3) 風景計画の対象（景観法第8条第2項第1号）

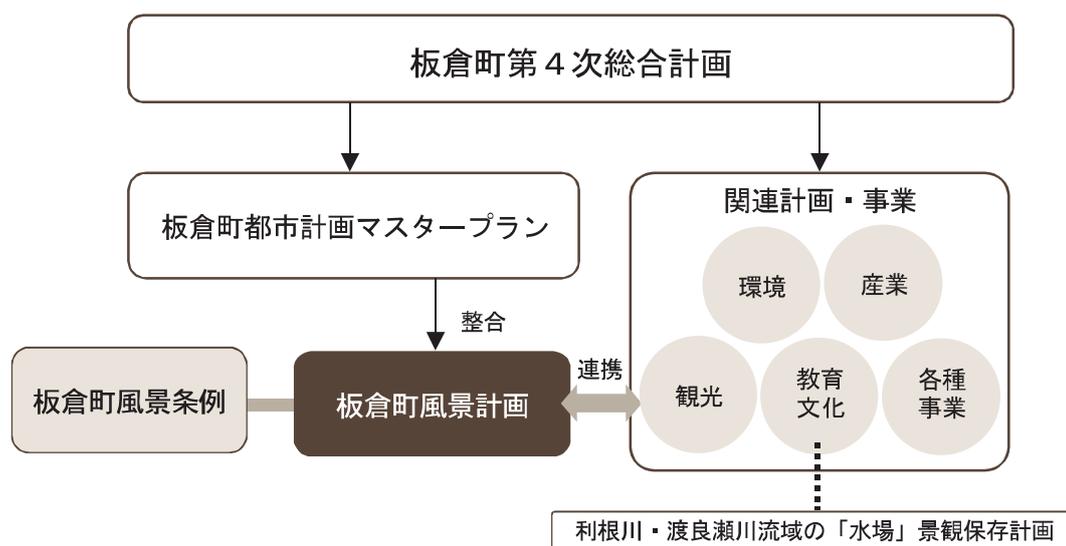
町民、事業者、行政が協働による風景づくりを進めていくため、風景計画区域は板倉町全域を対象とします。

また、風景計画区域のうち、本町の風景づくりを進める上で特に重要な区域であり、重点的な風景づくりが望まれる地区を「重点地区」とし、地区ごとに風景づくりの方針や基準を定めることとします。

本計画においては、「水辺風景づくり重点地区」を位置づけ、この地区の重要文化的景観選定に向け、その文化的な価値を保全・管理するとともに、その魅力を一層高めていきます。

なお、重点地区は、風景づくりの必要性の高まりや、地区住民からの申し出等を踏まえ、必要に応じて追加指定できるものとします。

図 風景計画の位置づけ



3 風景づくりの進め方

(1) 風景づくりがめざすもの

先述したとおり、近年の都市化の影響やライフスタイルの変化により、まち並みの秩序や板倉らしい風景の特徴が失われつつあります。また、板倉ニュータウンの建設などの新たな市街化の形成が進行するなど、美しい風景と調和した風景づくりが求められています。一方、水辺の文化を町外にも広く知らしめ、揚舟を活用した観光・交流への取り組みが進められており、本町の風景や生活文化の魅力を多くの人々に知らしめる必要性も高まっています。

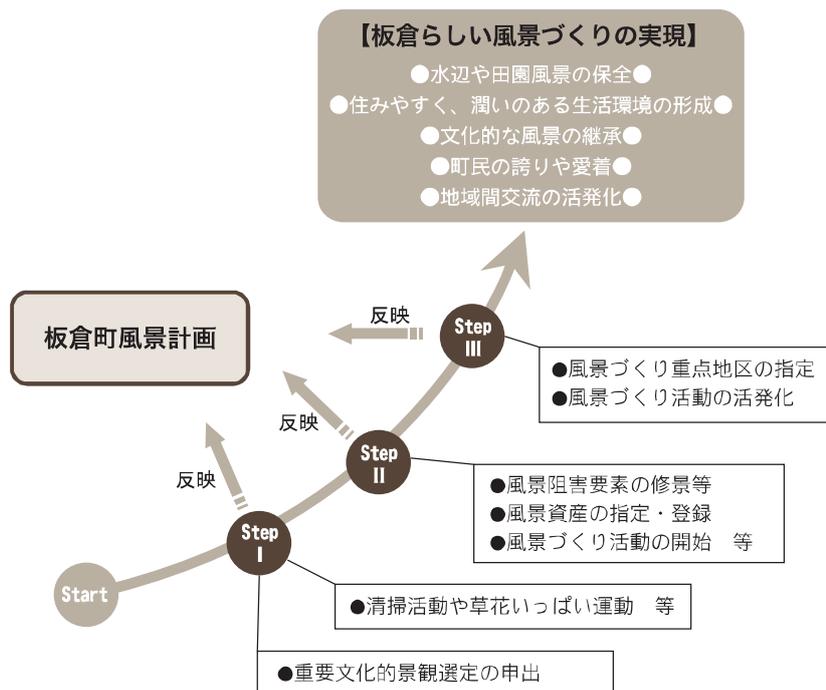
今般、風景計画の策定を契機として、町民の風景づくりの取り組みの活発化、建築物等の行為における基本的な作法の定着、板倉に暮らすことに誇りを持てる町民の増加、地域間交流の活発化を目指します。

(2) できるところから始める風景づくり

板倉らしい風景づくりは、一朝一夕にできるものではなく、長い時間をかけて形成するものです。今後の風景づくりは、身近な環境を整える、草花で集落を彩る、好ましくないものを修景するなど、比較的、短期的に取り組めるものからスタートさせます。

その後、徐々に風景づくり活動の活発化や地域の交流などにより、町民や事業者、行政が板倉らしい風景づくりに関する共有化を図るなど、段階的な風景づくりに取り組みます。

図 風景づくりの段階的な取り組みの考え方



第1章 板倉町の風景とは

1 板倉町の風景の概要

板倉町は、北遠方に日光連山、北西遠方に赤城の山並みを擁し、南に利根川、北に渡良瀬川、東に渡良瀬遊水地の3方向を水辺に囲まれた平坦な地形にあり、水田を中心とした田園風景が広がっています。これら農地や河川などの自然的な土地利用は町域の約75%を占めています。

町の中心部から西部にかけては、町役場や旧古河往還沿いの既存の市街地が面的に広がっており、田園風景に寄り添うように集落が点在しています。また、東部には板倉ニュータウンの整備が進められ、田園風景と調和し、良好な住環境の形成を目指した取り組みが進められています。

このように、本町の風景は、田園風景と既存の市街地や集落、新たな計画的な市街地などに区分することができます。

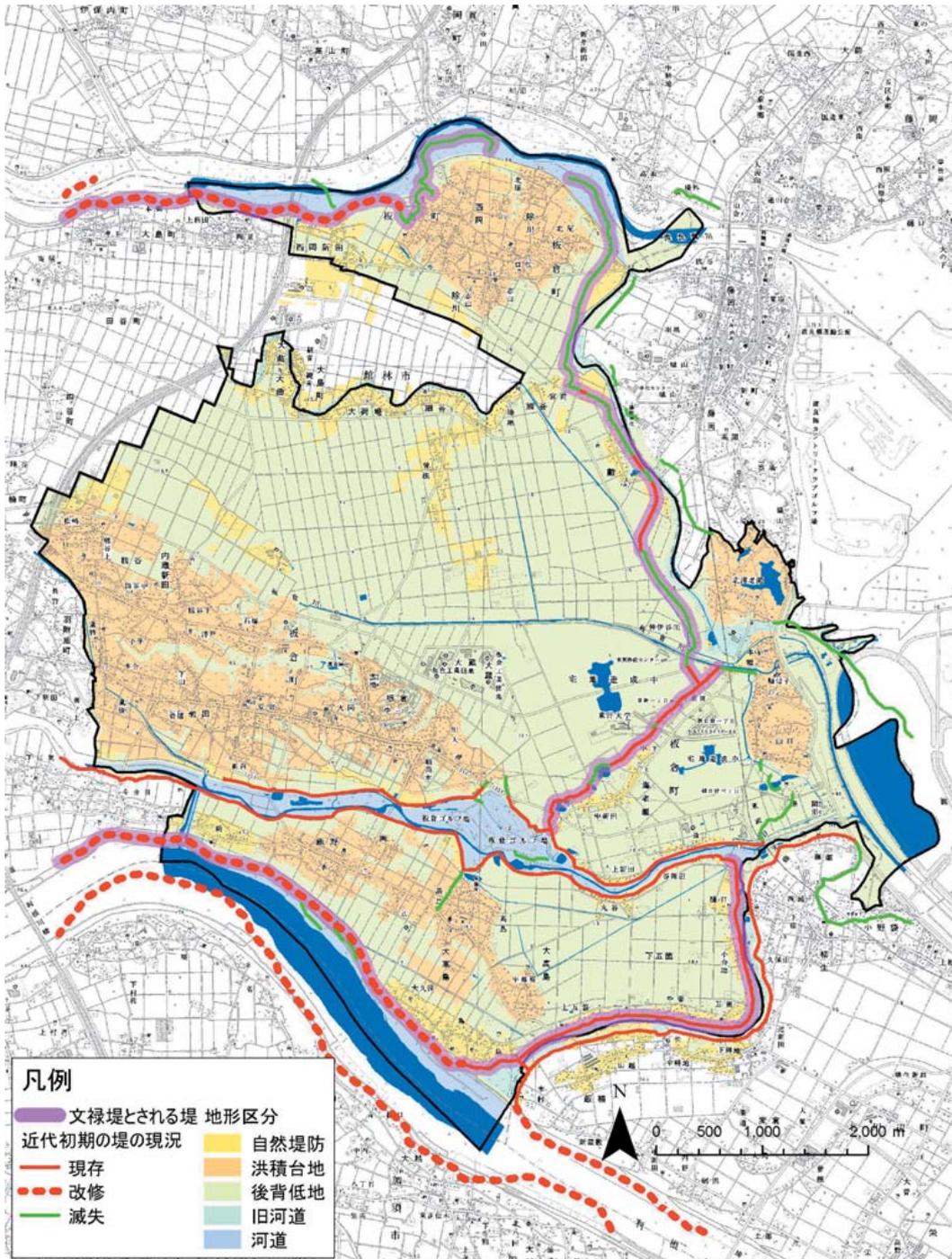


2 板倉町の風景の特徴

(1) 地形

本町は、南北を利根川と渡良瀬川、町の中央を谷田川（いずれも一級河川）が流れる平坦な地形です。標高は約 12 m ~ 26 m であり、洪積台地と沖積低地の 2 つに大別できます。

図 地形と近代初期に確認できる堤の状況



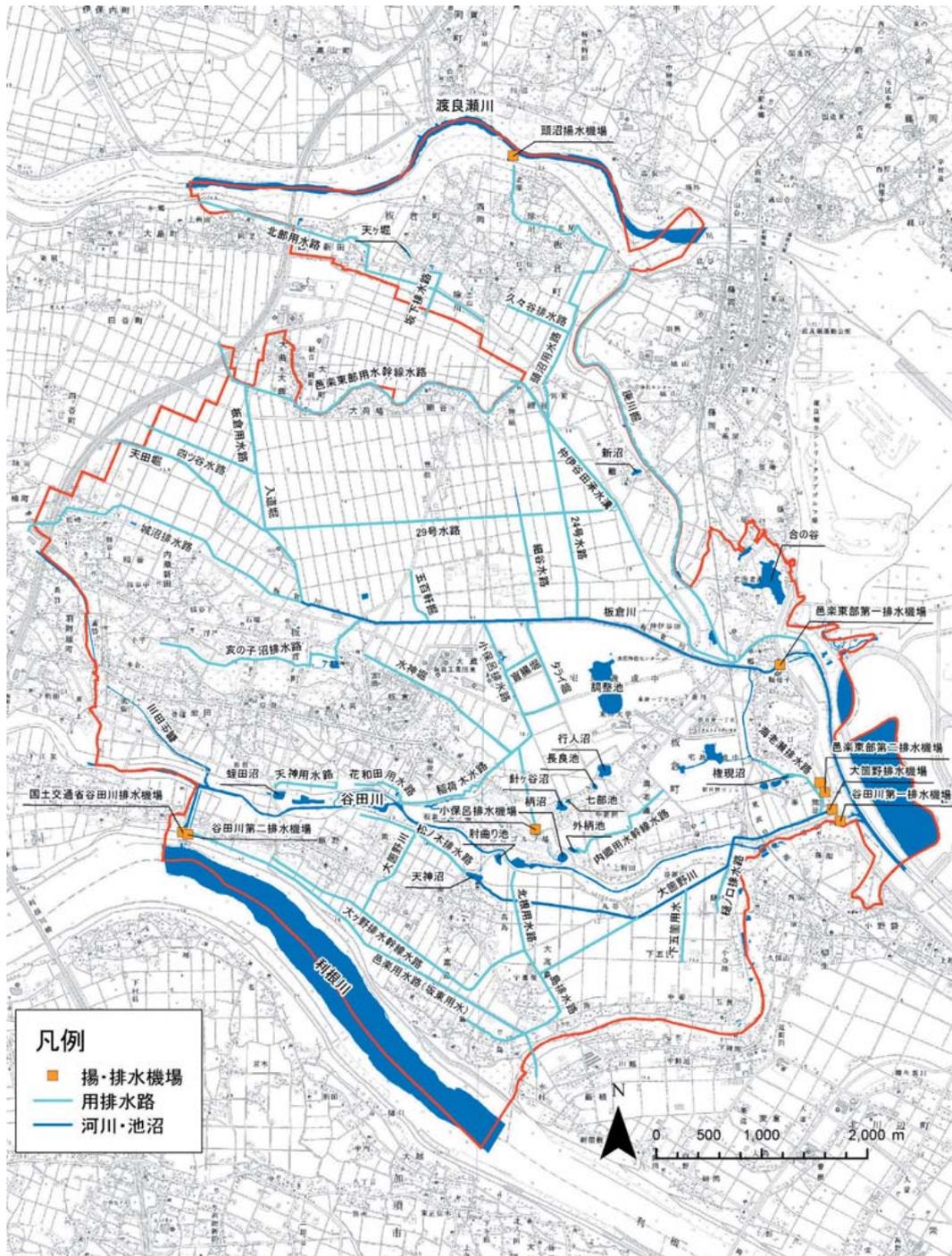
出典：「利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画 - 群馬県板倉町 - 」

(2) 水系

本町の南北を利根川と渡良瀬川、町の中央を谷田川の3河川が東流しています。また、低地に滞留した水を排除するための排水路や灌漑対策のための用水路が充実し、河川と用排水路が町内を縦横にネットワークしており、水郷のまちを印象づけています。

さらに、地形的な成因により、町内には複数の池沼が存在しています。かつては板倉沼等の大規模なものが存在していましたが、埋め立て事業により滅失し、現在は14の池沼が存在しています。

図 水系



出典：「利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画 - 群馬県板倉町 - 」

(3) 土地利用

近代以降の本町の土地利用は、池沼の埋め立て事業による水面の減少と宅地の増加が進行するとともに、畑地から水田が徐々に広がり、現在は町域の過半を占めるに至っています。一方、台地上や河川沿いの集落には大きな変化は見られず、今日に至っています。

図 明治 17 年（1884 年）の土地利用

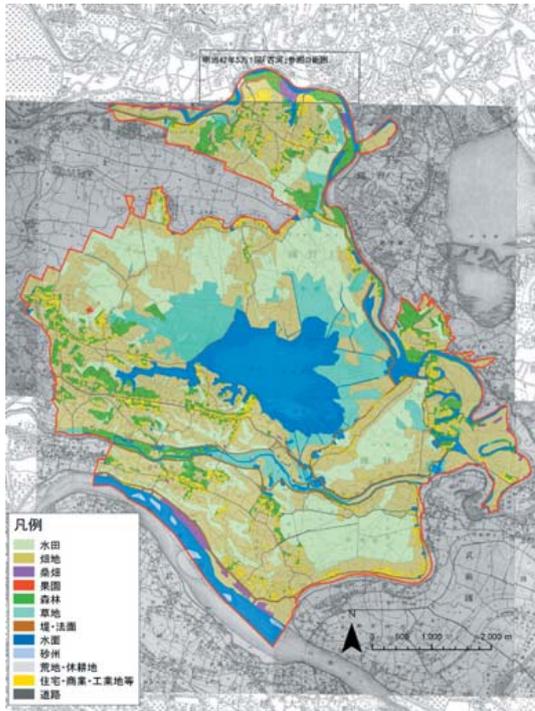


図 昭和 22 年（1947 年）の土地利用

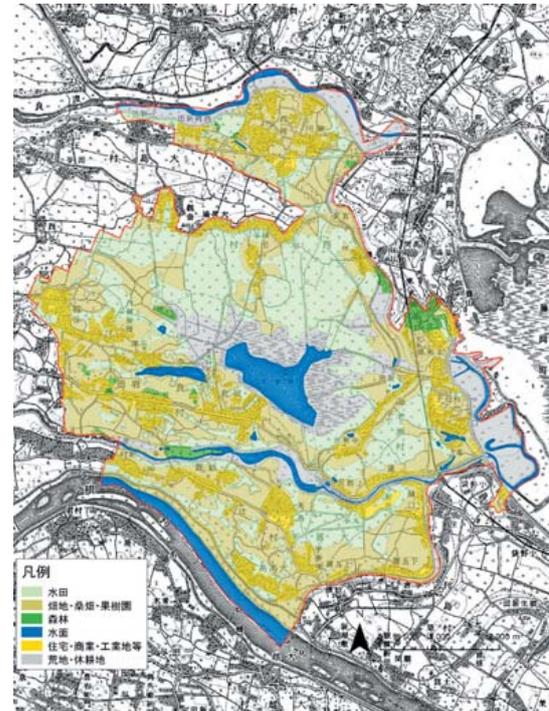


図 昭和 47 年（1972 年）の土地利用

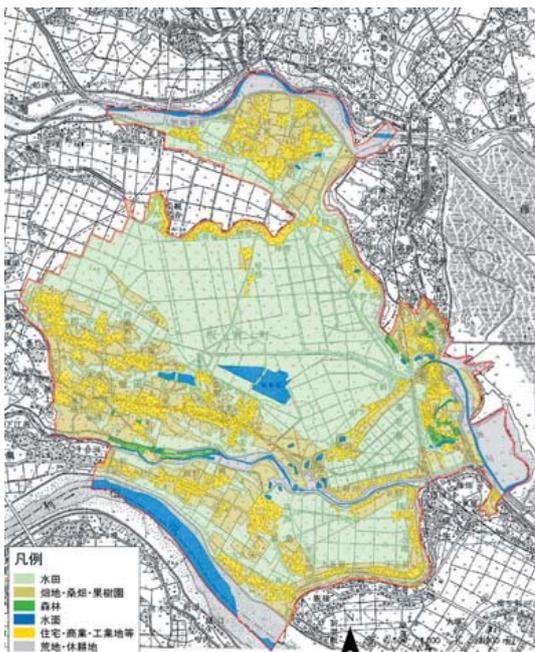
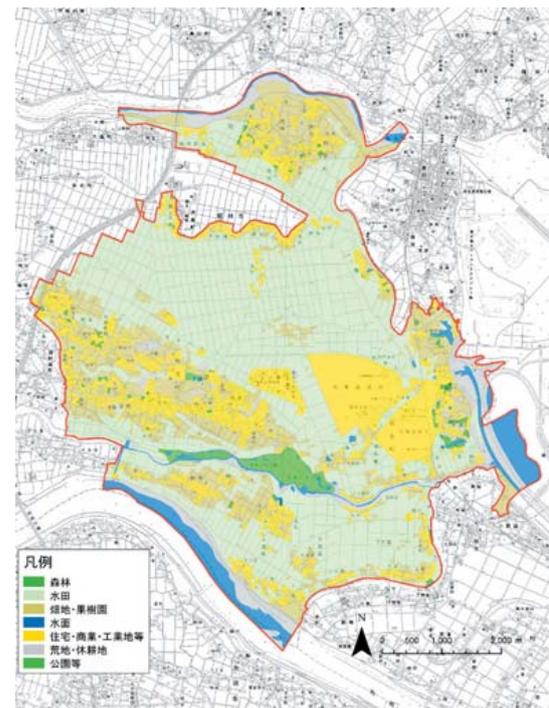
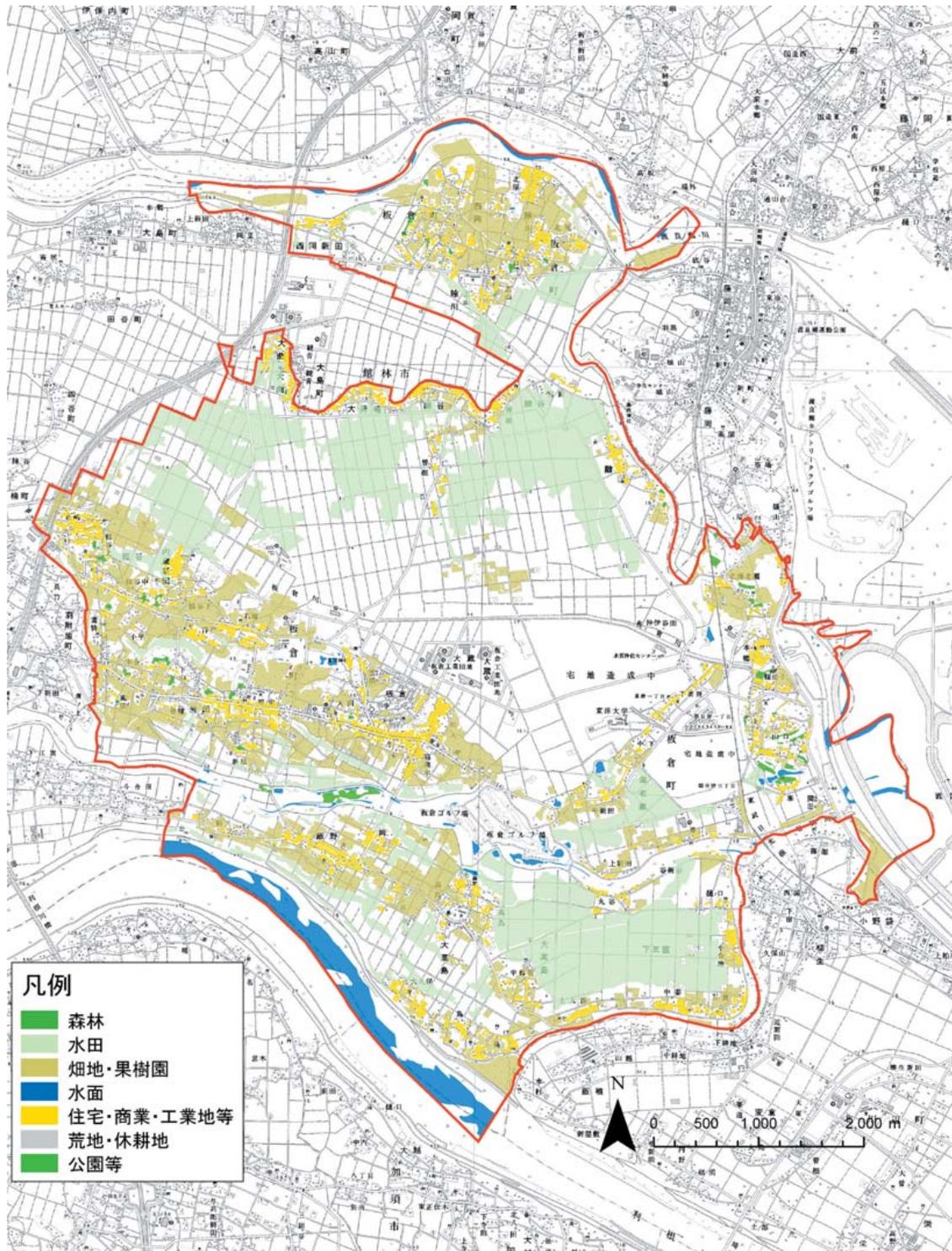


図 平成 14 年（2002 年）の土地利用



出典：「利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画 - 群馬県板倉町 - 」

図 明治 17 年（1884 年）から平成 14 年（2002 年）にかけて土地利用が変化しない区域

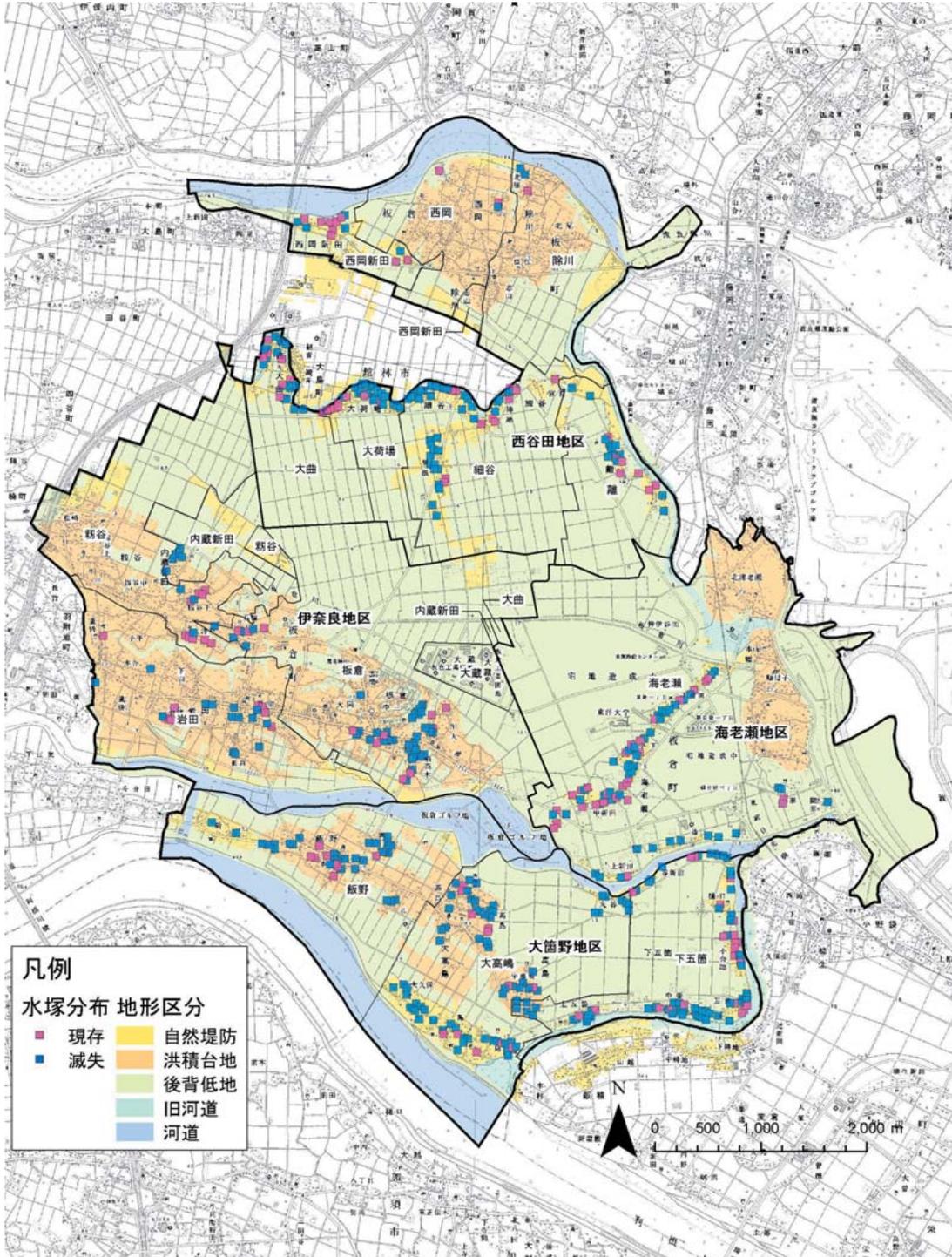


出典：「利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画 - 群馬県板倉町 - 」

(4) 水塚

水防建築の代表的なものとして、農家住宅の敷地内に盛土を行い水害時に避難するための施設として整備されたものが水塚です。水塚は利根川流域に分布していますが、本町においても低地の集落を中心として多数の水塚が建設されました。しかし、昭和22年のカスリーン台風以降、水害を受けていないこと等から、水塚は減少傾向にあり、現在現存する水塚は150棟程度と推測されています。

図 水塚の分布

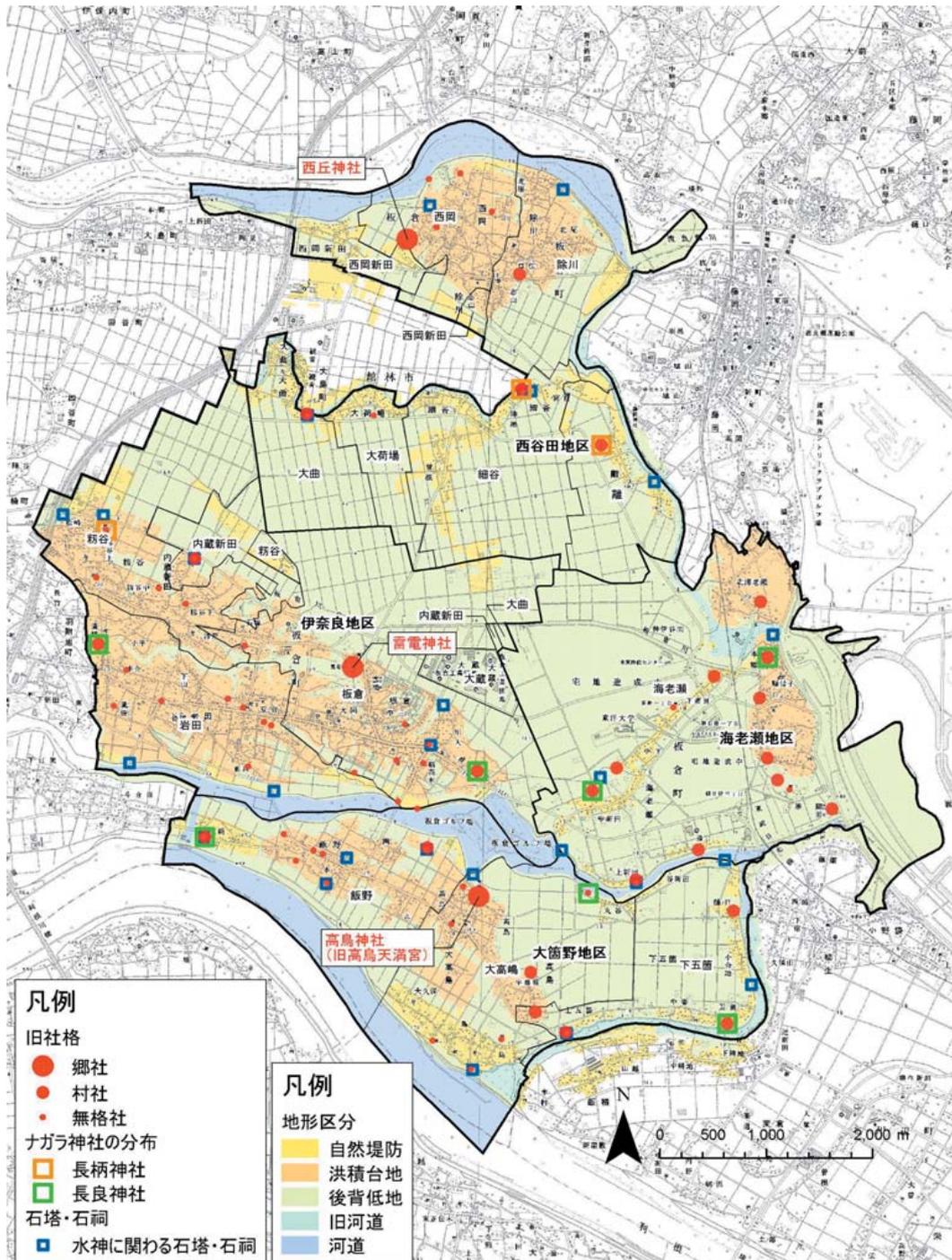


出典：「利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画 - 群馬県板倉町 - 」

(5) 神社等

本町には、利根川上中流域に広く信仰を集める雷電神社が町の中央に鎮座しています。雷電神社は、社殿、奥宮、末社八幡宮稲荷からなり、末社八幡宮稲荷は国の重要文化財に、社殿と奥宮は群馬県の重要文化財にそれぞれ指定され、本町にとって貴重な財産となっています。また、水辺の信仰として、ナガラ（長柄、長良）神社（水を制し、利水し、安定した稲作農耕ができることを願う）や水神に関わる石祠等が集落内に数多く点在しています。

図 神社と水神に関わる石祠・石塔の分布

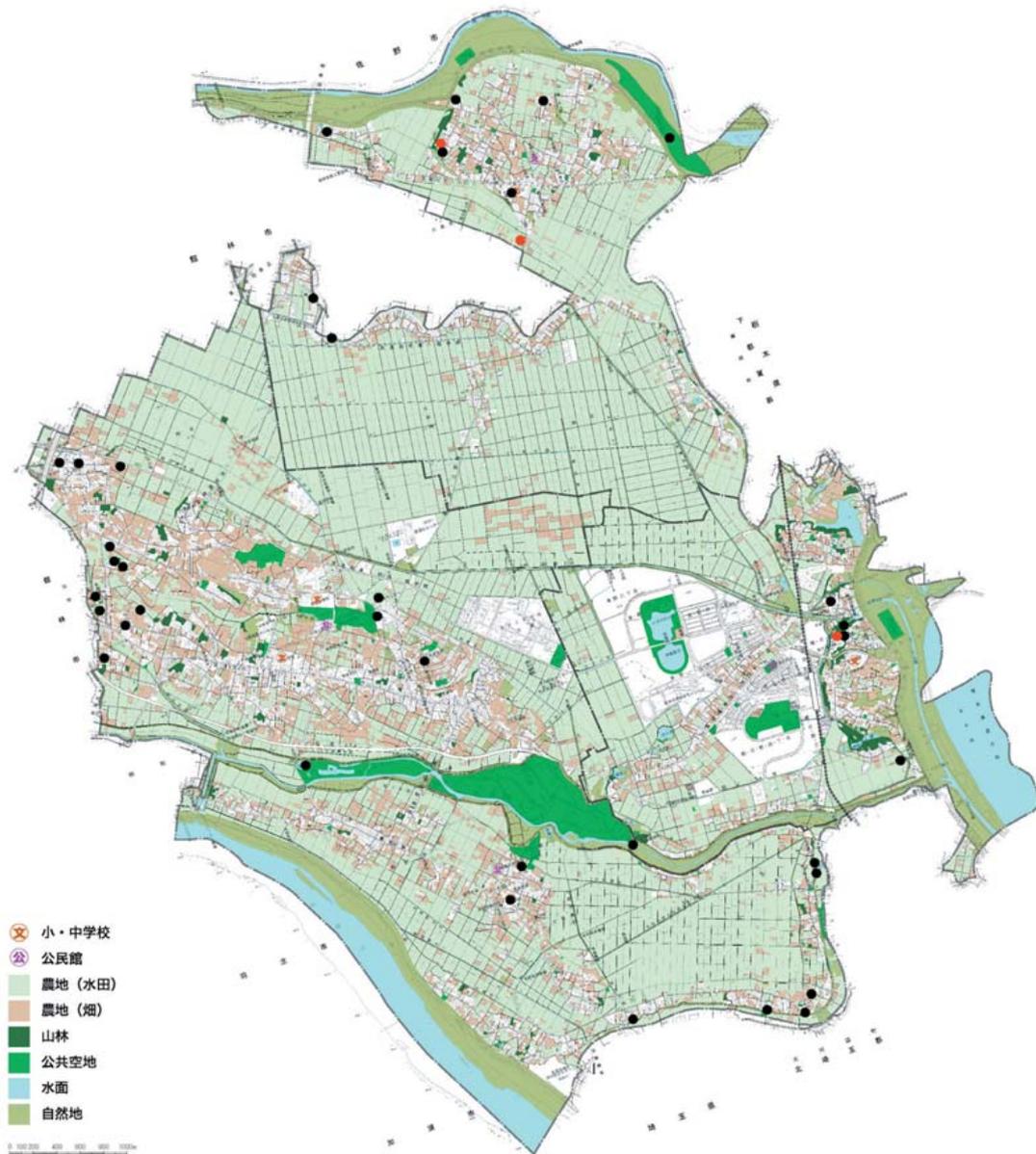


出典：「利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画 - 群馬県板倉町 - 」

(6) 巨木等

本町には、先述した社寺林や防風機能を持った屋敷林が、長らく親しまれてきた集落の原風景とも呼べるものとなっています。この中で、特に大きな樹木(幹周2.5m以上のもの)が各集落内に点在しています。

図 巨樹・巨木



天然記念物に指定されている巨樹・巨木

その他の巨樹・巨木

幹周2.5m以上の樹木を巨樹・巨木としている。

参考:「板倉町巨樹・巨木マップ」(平成17年10月21日 板倉町教育委員会)

第2章 風景づくりの目標

1 風景づくりの基本理念

まちの原風景でもある利根川や渡良瀬川の雄大な流れ、谷田川や水田を中心とした豊かな田園風景は、まちの風景の骨格を形成する大切な資源です。また、長い時を経て培われてきた水辺の文化等の生活に密着した生活環境は、板倉らしい暮らしの文化を感じさせます。今後も、美しい風景や暮らしに根付く生活文化を大切に守りながら、板倉らしい風景づくりに取り組み、活力や潤いを感じられるまちを目指し、風景づくりの基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念】

板倉らしい生活文化を守り、育み、美しい風景をつくる



2 風景づくりの基本目標

これからの板倉町の風景づくりは、基本理念に基づき、河川や農地などの田園風景と人々の暮らしが調和した風景づくりを目指し、次の基本目標を定めます。

基本目標 1 - 風景の骨格となっている水田・農地、河川等の水辺を守り育む

風景の骨格となっている水田や利根川や谷田川などの河川、町内に点在する池沼は適切に保全し、水辺と緑による潤い豊かな美しい風景の骨格づくりを進めます。

基本目標 2 - 身近な生活環境を豊かなものにする

既存の市街地や集落地は、日常の暮らしの場として、住みやすく、豊かな環境を持った風景づくりを進めます。また、板倉ニュータウンなどの計画的な住宅地や産業地では、落ち着きや親しみが感じられるまち並みの形成を進めます。

基本目標 3 - 地域が培ってきた歴史や文化的な資産を保全し、活用する

水辺の文化を象徴する河川を保全するとともに、河川の堤や水塚などの土木工作物や建造物も、暮らしに密着した水辺の文化として、保全を図ります。また、揚舟等を活用した観光・交流を進め、水辺の文化を広く伝えます。さらに、まちのシンボルである雷電神社や地域に親しまれてきた歴史的な建造物・巨木、地域の行事や祭りなどは、板倉町的生活文化を象徴する資産として、保全・活用を進めます。

基本目標 4 - みんなで風景づくりに取り組む

町民や事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、板倉町らしい風景づくりの事業や活動を進めます。また、雷電神社や揚舟等の観光資源に訪れる町外の人々との交流を深めること等により、風景づくりの活動を発展させます。



第3章 風景づくりの方針

(景観法第8条第2項第2号)

本方針は、風景づくりの目標を実現するための基本的な方向性を示すものであり、今後、本方針に基づき、風景づくりの実現を図ることとします。

風景づくりの方針は、まず、本町の風景の骨格や風景のまとまり、地域を印象づける風景資源に関する方針を定めます。その上で、田園風景と調和を図るための建築物のつくり方や公共施設の整備等に関する方針を定めます。

さらに、風景づくりを進めていくための町民等の役割を踏まえた考え方と、今後、風景づくりに取り組むための方向性を示します。

【風景づくりの方針の構成】

1．風景の骨格やまとまり、風景資産の活用等に関する方針

- 1 - 1 風景の骨格づくり（水と緑のネットワークの形成）に関する方針
- 1 - 2 風景のまとまりとしての土地利用類型別の風景づくりの方針
- 1 - 3 地域を印象づける風景資産の保全・活用に関する方針

2．田園風景と調和を図るための建築物等に関する方針

- 2 - 1 建築物等のつくり方に関する方針
- 2 - 2 公共施設の整備等に関する方針

3．板倉らしい風景づくりの取り組み方針

- 3 - 1 町民がつくる風景づくりの方針
- 3 - 2 重点的に取り組む風景づくりの方針

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

ガイドライン

参考資料

1 風景の骨格やまとまり、風景資産の活用等に関する方針

1 - 1 風景の骨格づくり（水と緑のネットワークの形成）に関する方針

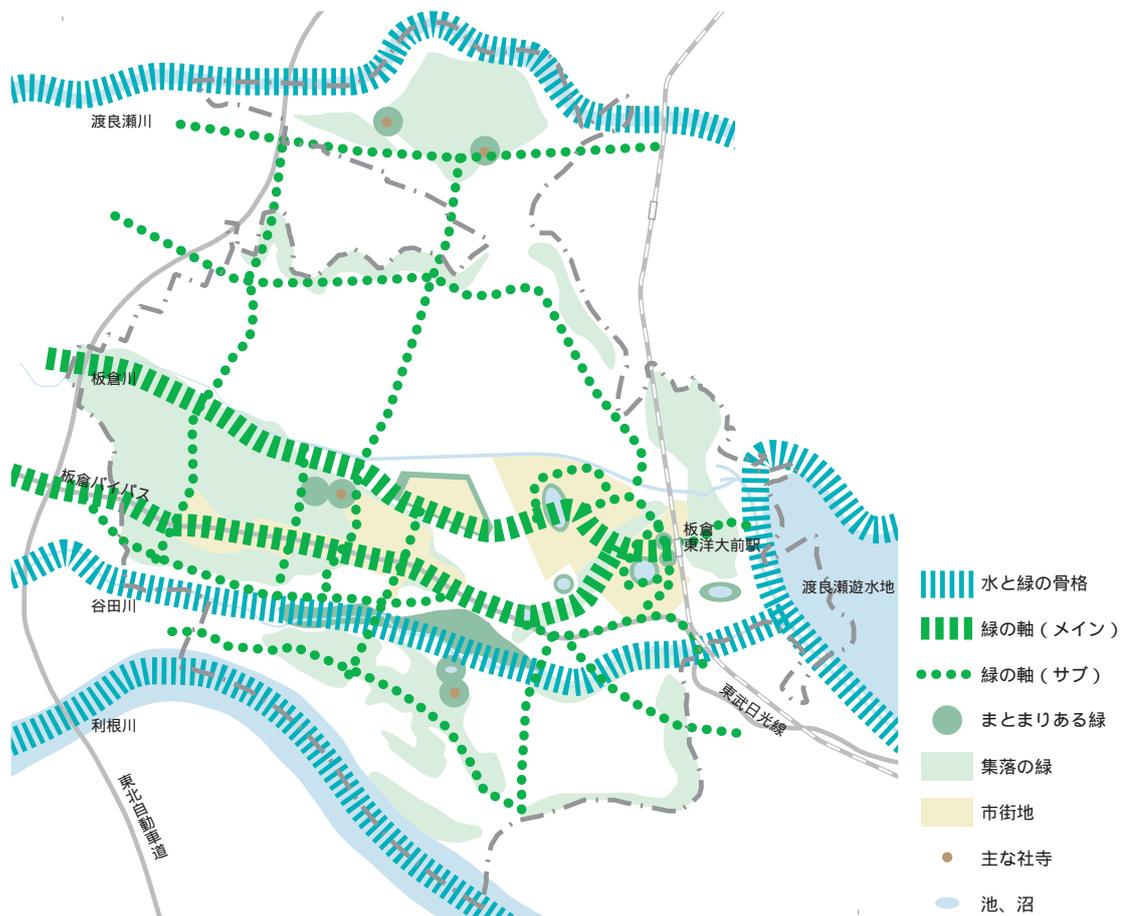
（1）風景の骨格に関する現状

本町は、利根川、渡良瀬川、谷田川等の河川や町内に点在する池沼などの水辺風景に恵まれており、町民のみならず、町外の人々にも「水郷の町」として広く知られています。また、雷電神社等の社寺の緑や丘陵地の緑、大規模な公園や街路樹など、様々な緑に包まれた環境を有しています。さらに、谷田川にある桜並木や敷地内にある草花や実のなる木などは、季節感を演出しています。

（2）風景の骨格づくりに関する方針

現在の恵まれた水や緑の現状を踏まえ、河川等の水辺や社寺の緑や公園や街路樹等の公共空間の緑、水田や農地の緑や屋敷林をはじめとする民有地の緑や草花を保全、育成し、これらが有機的にネットワークすることで、本町の風景の骨格づくりを進めます。

図 風景の骨格づくり（水と緑のネットワークの形成）の方針



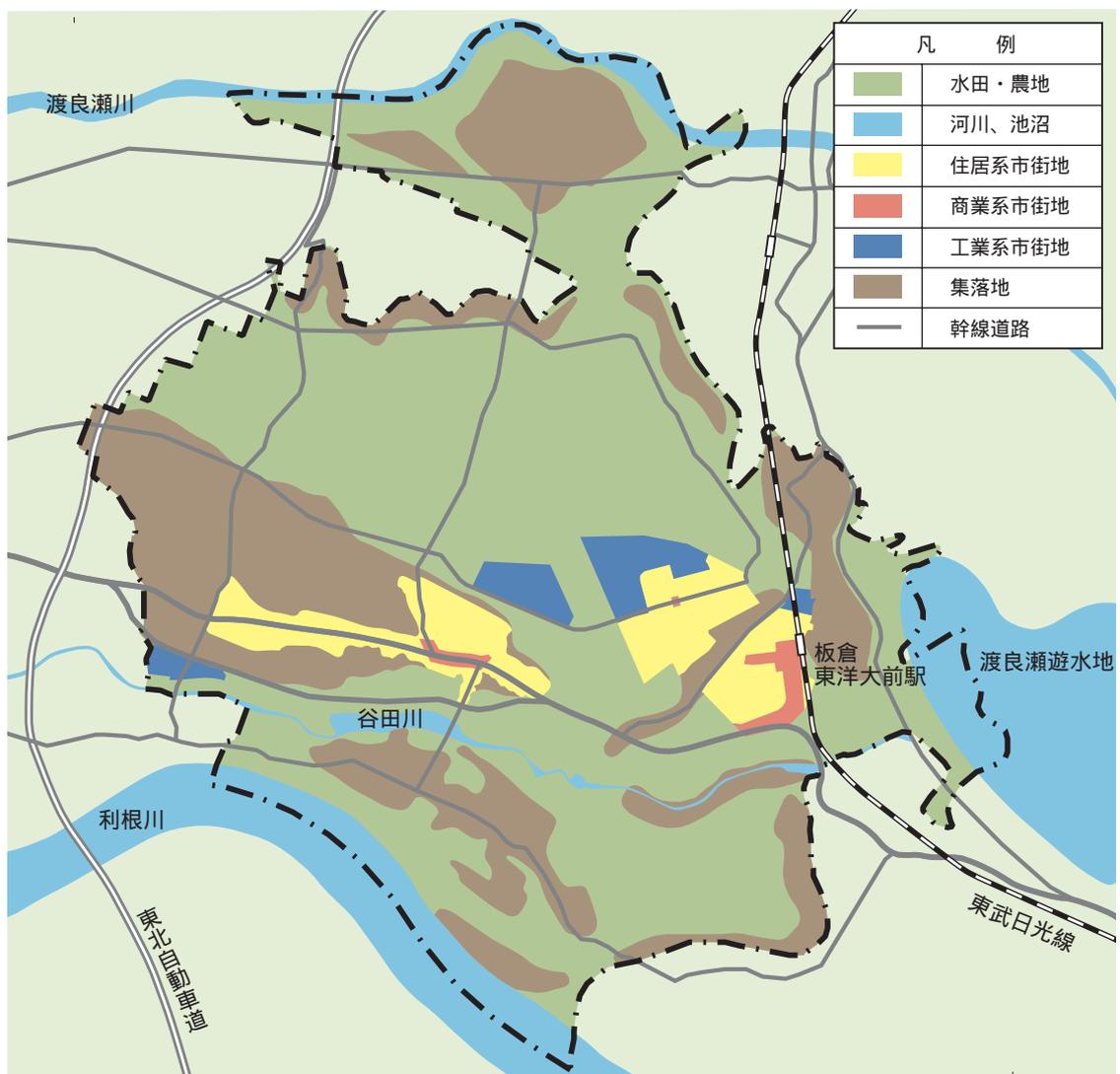
1 - 2 風景のまとまりとしての土地利用類型別の風景づくりの方針

本町の風景のまとまりを形成している土地利用ごとに、風景づくりの方針を次のとおり定めます。

表 土地利用類型区分

区分	対象
水田・農地	現在の農地
河川、池沼	利根川等の河川及び町内の点在する池沼
住居系・商業系市街地	住居系・商業系の用途地域内
工業系市街地	工業系用途地域内及び既存の流通団地等
集落地	既存の集落地（市街化調整区域）
幹線道路沿道	国道・県道の沿道（市街化調整区域）

図 土地利用の類型区分



(1) 水田・農地

水田・農地は、本町の風景の骨格として位置づけ、適切な保全を進めるとともに、現在の営農環境を守ります。

(2) 河川、池沼

利根川や渡良瀬川、谷田川は、現在の水辺の風景を保全します。特に、生活に身近な谷田川については、ヤナギ山や沈下橋等の文化的な要素を守り、水辺へのアクセスの確保や桜並木の保全に取り組みます。また、集落付近に点在する池や沼等は、集落の風景に潤いを与える要素として、また、野鳥等の飛来地として適切な保全を図ります。

(3) 住居系・商業系市街地

町役場周辺の既成市街地においては、低層を基調としたまち並みを維持し、落ち着きや潤いが感じられる風景づくりを進めます。

板倉ニュータウンにおいては、計画的に整備された街路や公園等を活かし、落ち着きや潤いが感じられる風景づくりを進めます。

町役場周辺や板倉東洋大前駅周辺の商業地域等においては、地域の顔づくりによる賑わいのある風景づくりを進めるとともに、安全で快適な歩行者空間の形成を進めます。

(4) 工業系市街地

田園風景と調和した規模や形態とし、十分な緑地帯を形成しながら、落ち着きや親しみが感じられる風景づくりを進めます。

(5) 集落地

現在の集落のまとまりを維持するとともに、冬季の西風に対応した屋敷林や作業小屋などの配置を継承します。また、生け垣や畑地等の自然要素を活用しながら落ち着きある集落の風景づくりを進めます。

(6) 幹線道路沿道

建築物等は、周辺の田園風景と調和した規模や形態とし、接道部の緑化等により落ち着きを感じられる風景づくりに取り組みます。さらに、広告物を掲出する場合は、田園風景への影響を抑えるため、面積等はできるだけ小さなものとします。



水田の緑と調和した集落地の風景



計画的に整備された板倉ニュータウンの住宅地の風景



十分な緑地帯が確保された板倉工業団地の風景

1 - 3 地域を印象づける風景資産の保全・活用に関する方針

(1) 風景資産に関する現状

本町では、雷電神社や高鳥天満宮等の社寺や屋敷林の緑などが、町及び地域の潤いを創出し、風景のシンボルとなっています。また、水辺の文化を象徴する水塚が点在し、複数の排水機場が整備されるなど、板倉ならではの施設が見られます。さらに、各地域では、伝統的な祭りや行事が継承され心象的な風景として町民の心に刻まれています。

(2) 風景資産の保全・活用に関する方針

本町の歴史や文化、地域の風景のシンボルとなっている社寺林や屋敷林は、今後の風景づくりにおける貴重な資産として位置づけ、次のような取り組みを進めます。

(ア) 風景資産を適切に保全・管理します

上記に示す資産は「板倉風景資産」として保全し、適切な管理を進めます。

(イ) 風景資産を効果的に活用します

町民や来訪者に広くPRし、本町の魅力を伝えます。また、風景資産の周辺における新たな建築物等の行為に当たっては、その価値を損ねないような配慮を求めます。

図 風景資産の対象例



現在も稼働する谷田川第二排水機場



敷地内の小高い部分に建てられている水塚



彫物による装飾が特徴的な雷電神社



大谷石造りの外観が個性的な建物



建物よりも高く、緑が目立っている高木の屋敷林



長柄神社で行われている伝統行事の1つである弓取り式(町ホームページより)

2 田園風景と調和を図るための建築物等に関する方針

2 - 1 建築物等のつくり方に関する方針

建築物や工作物は、長く風景の中に存在するものであり、1つの建築物が美しい風景を損ねる可能性があります。そのため、建築物等をつくる際には、田園風景と調和した規模や形態意匠となるよう、次の事項に配慮します。

(1) 田園風景と調和した規模や形態意匠、緑の創出を行う

本町の風景の骨格となっている水田や田園風景との調和した規模、形態意匠を基本とします。

- ・屋敷林や敷地内の緑地を超えない高さとする
- ・周辺の建築物で構成されている規模・スケール感とする
- ・「緑や自然」と調和し、落ち着きや潤いが感じられる外壁の色彩とする
- ・長い時間、地域の風景に馴染む素材を活用する
- ・大規模な建築物は、周辺から後退するなど、圧迫感を軽減する工夫を行う

(2) 田園風景や営農環境を損ねる行為を行わない

田園地域内では、営農環境等を損ねる行為は控えます。

- ・一団のまとまりで構成される農地等の営農環境を損ねない配置や規模とする
- ・営農環境を損ねる残土などの堆積物の設置は極力控える

(3) 微地形を大切にし、柔らかな敷際をつくる

本町は、ゆるやかな高低差（微地形）があり、その微地形を活かした建築物や屋敷林の配置とすることが板倉らしい住まいづくりの基本です。このため、この微地形を大切にした敷地利用とし、敷際は自然素材を用いて柔らかな仕上げとします。

- ・現在の地形は極力いじらない
- ・道路と敷地の境界のかき・柵には、自然素材を活用したものをを用いる
- ・擁壁をつくる時は、極力、高さを抑え、緑化等により修景する

(4) 集落等が有する配置や形態意匠の基本となる要素を協調する

集落では、農作業用のスペースの確保、西風を遮る建築物・屋敷林の配置、勾配屋根の使用、木材や石等の自然素材の活用が基本となっています。また、板倉ニュータウンでは、壁面の位置やかき・柵のつくりかたに関するルールがあります。このような、集落や板倉ニュータウンなどに共通して見られる配置や形態意匠を継承します。

- ・建築物や屋敷林などの集落全体の配置を継承する
- ・勾配屋根により周辺と協調したまち並みとする
- ・集落で多く使用されている素材や色彩を用いる

2 - 2 公共施設の整備等に関する方針

道路、公園、河川、水路及び公共建築物等の公共施設には、地域の風景づくりを先導する役割が求められます。また、道路や河川等は本町の骨格となる重要な施設として、一体となった魅力ある風景が形成される必要があります。

このため、今後の公共施設の整備にあたっては、本町の風景づくりを先導し、機能性、安全性、経済性などの面も配慮し、長く町民に親しまれるものとするために、施設の目的や性質を踏まえた上で、次の方針に基づいた風景づくりを進めていきます。

(1) 地域特性や周辺の風景との調和を図り、地域の魅力を高める施設とする

田園風景や社寺や屋敷林の緑、水辺等の豊かな自然環境、地域の歴史・文化的な特性や植生や微地形、風景資産等に配慮し、それらと調和するような形態意匠、色彩等とするとともに、地域の環境をより向上させる質の高い施設整備を図ります。

(2) 連続性や統一感のある風景をつくる

公共施設は、その整備主体や整備時期の違いによるデザイン・色彩等の差異が生じているため、連続性や統一感のある風景づくりを目指し、各主体の立場や所管を超えた連携を図ります。

(3) 誰もが使いやすく、風景に馴染んだ施設とする

公共施設は、様々な人が使うことを想定し、誰もが使いやすい施設であることが必要です。質の高い風景づくりのみならず、ユニバーサルデザインにも配慮した施設整備を工夫することで、快適性や利便性の向上を図ります。

また、公共施設は長期に渡る耐用年数が求められることから、長期の使用を想定した工夫が必要です。そのため、経年変化に配慮した素材の活用や地域の気候風土に適した樹種の選定など、時間の経過とともに地域の風景に馴染み、長らく地域に親しまれる施設整備を図ります。

3 板倉らしい風景づくりの取り組み方針

3 - 1 町民がつくる風景づくりの方針

(1) 風景づくり活動の現状

本町では、長い間、町の風習や生活文化等を研究している団体が活動を続けており、今日でも集落で四季を彩る草花を植え、身近な緑や沼などの保全活動に取り組む団体等が存在しています。しかし、これまで屋敷林や生け垣の管理を行ってきた人材が減少し、今後も、高齢化等の進行により、風景づくりの担い手の減少が見込まれます。

(2) 町民がつくる風景づくりの方針

町民一人ひとりが風景づくりの担い手であるとの認識に基づき、敷地内の緑化や適切な維持管理を進めると共に、風習や生活文化の研究等のテーマ性を持った活動や、集落などの地域単位で良好な風景資産の管理や創出を行うことが必要です。

このため、今後、このような活動を広げるとともに、風景づくりを知る機会の創出、風景教育の場づくり、風景づくり活動への支援を検討します。

3 - 2 重点的に取り組む風景づくりの方針

今後、風景づくりを進めるためには、事業の実施や適切な規制誘導、町民の風景づくり活動など、様々な手法を用いて行う必要があります。風景づくりには長い時間が必要ですが、重点的な取り組みを進めることで、風景づくりに対する町民の意識の向上を図り、より効果的な風景づくりを進めることが可能となります。

そのため、次の視点に基づき、風景づくりの重点的な取り組みを進めます。

公共性の高い地域における風景づくり

風景づくりを効果的に進めるためには、多くの町民の目でみて感じる事が大切です。また、本町の風景に対するイメージを高めるためには、町外の人々へのPRも欠かせません。そのため、観光・交流の拠点となっている地域や幹線道路沿道、駅前などの公共性の高い地域において、優先的に風景づくりに取り組むこととします。

長い時間をかけて培ってきた歴史や生活文化の保全

風景づくりの関心を高めるためには、これまで長い時間をかけて培ってきた歴史や生活文化の象徴する「水辺の文化」を町民の共有財産とすることが効果的であるといえます。そのため、水塚や河川などの水辺の文化を象徴する風景資産等の保全に努めます。

緑等をテーマとした風景づくり活動の促進

風景づくりを広く町民に浸透させるためには、わかりやすさや日常生活において取り組める身近なテーマであることが大切です。そのため、公共事業も含めて緑や草花等をテーマとして風景づくり活動の促進を進めます。

第4章 風景づくりの基準

(景観法第8条第2項第3号)

1 建築物等の制限と誘導の考え方

良好な風景づくりを進めるため、「風景づくり基準(行為の制限)」を定め、建築行為を行う際には、風景づくり基準に適合することとします。

また、周辺の風景に影響を及ぼすおそれがある一定規模以上の建築物等の建築行為を行う際には、景観法に基づき板倉町長に届出が必要となります。

なお、建築物を建てる時に参考となる考え方を示す「風景づくりガイドライン」を定めます。

2 風景づくり基準(行為の制限)

(1) 届出対象行為

次表に掲げる建築物等の建築行為は、景観法第16条第1項に基づき板倉町長に届出が必要です。

表 届出対象行為

行為	対象	除外 ²
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ¹	高さが12m又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	(1) 増築又は改築で、行為にかかる部分の床面積が10㎡以下のもの (2) 工事に必要な仮設の建築物の建築等 (3) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が10㎡以下のもの (4) 改築で、外観の変更を伴わないもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ¹	(1) 高さが2mを超える柵・塀・擁壁の類 (2) 高さが12mを超える、電波塔・物見塔・装飾塔の類、煙突・排気筒の類、高架水槽・冷却塔の類、鉄筋コンクリート・金属製の柱の類、電線路又は空中線系(その支持物を含む)(建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとする) (3) 高さが12m又は建築面積が1,000㎡を超える、観覧車等の遊戯施設の類、アスファルトプラント等の製造施設、自動車車庫専用の立体的施設、石油等の貯蔵・処理施設、汚水処理施設等の類 (4) 高さが12mを超える彫像・記念碑の類	(1) 大規模建築と一体となって設置されるものの新設で、高さ1.5m以下のもの(左記「対象」の(3)にあっては、新築にかかる部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く) (2) 増築又は改築で、高さが増築又は改築前の高さ以下のもの(左記「対象」の(3)にあっては、増築又は改築に伴い増加する部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く) (3) 工事に必要な仮設の工作物の建設等 (4) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が10㎡以下のもの (5) 改築で、外観の変更を伴わないもの
開発行為(土地の区画形質の変更)	面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが2mを超える法面を生ずるもの	農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更(宅地の造成、土地の開墾、水面の埋め立て又は干拓を除く)
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積が1,000㎡又は高さが2mを超えるもの	堆積の期間が90日を超えないもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が1,000㎡を超えるもの又は高さが2mを超える法面を生ずるもの	なし

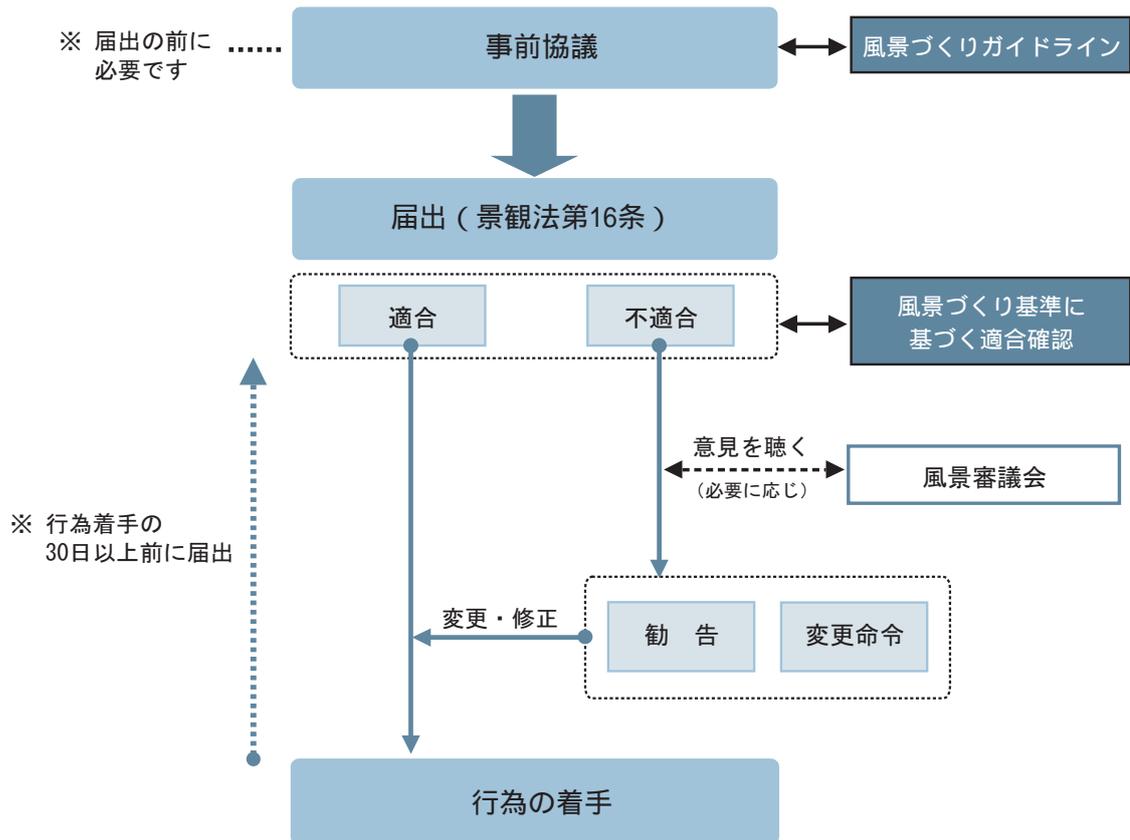
1 既存の建築物・工作物で、同色による塗り替え等でも届出が必要な場合があります。(同色による塗り替え等でも風景づくり基準への適合が必要です。)

2 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。(景観法第16条第7項)

(2) 手続きのフロー

届出対象行為は、町長と事前協議を行うとともに、行為着手の30日以上前に板倉町長へ届出が必要です。また、風景づくり基準に適合しない場合は、町長は、勧告や変更命令を行う場合があります。

図 建築行為等の手続きフロー



(3) 風景づくり基準

板倉町全域において、次の風景づくり基準（行為の制限）に適合することとします。ただし、町長が良好な風景づくりに著しい支障を及ぼすおそれがないと認めた場合は、この限りではありません。

建築物・工作物（擁壁・電波塔等を除く）

項目	基準
配置	<p>周囲に圧迫感を与えないよう道路等に接する敷地境界線から後退し、周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。特に、中層以上の建築物は、十分な空地を確保すること。</p> <p>風景資産等の優れた資源に隣接する場合には、その保全に配慮した配置とすること。特に、地域のシンボルとなる樹木は極力保全し、修景に生かせるように配置すること。</p>
高さ・規模	<p>周囲のまち並みや樹木等と調和した高さとすること。</p> <p>低層を基調としたスケール感から突出しない規模とすること。</p>
形態意匠	<p>屋根は勾配屋根とするなど、田園風景や既存の集落等と調和した意匠とすること。</p> <p>建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、次のいずれかの基準に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な意匠とするなどにより、目立たない工夫を行う ・道路から直接望見できない位置に配置する ・緑化による修景を行う <p>長大な壁面を持つ外壁は、壁面に凹凸を付けたり、部材、色彩・素材などで分節化を行うなど、圧迫感の軽減を図ること。</p>
色彩・素材	<p>低彩度を基調とした落ち着いた色彩とし、別に定める基準に適合すること。</p> <p>光沢のある素材の使用を避け、地域で多く用いられている素材を活用すること。</p>
敷地の緑化	<p>敷地の外周には低木や高木を植栽する等により、緑豊かな外観となるようにすること。</p> <p>道路に対して潤いを感じられるよう、接道部は生け垣や四季を感じる樹木や花木の植栽に努めること。</p>

工作物（擁壁）

項目	基準
配置	<p>風景資産に指定されている資源の形状を損なわない配置とすること。</p>
形態意匠	<p>次のいずれかの事項に適合する等により、無機質な仕上げを避け、圧迫感の軽減に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然素材等を活用した仕上げ（石張り、自然石風の化粧型枠等） ・緑等を活用した仕上げ（植栽による修景、緑化法面等） ・圧迫感を和らげる形態（勾配を付ける、階段状の形態）
色彩・素材	<p>低彩度を基調とした落ち着いた色彩とし、別に定める基準に適合すること。</p>

建築物・工作物（電波塔等）

項目	基準
配置	<p>風景上、重要な場所からの見え方や風景資産の保全の観点から、次に掲げる場所は可能な限り避けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺から直接望見できる場所 ・風景資産等の優れた資源に隣接・近接した場所 ・一団の農地の集団性を損ねる場所 ・学校などの公共性を有する施設に隣接する場所
高さ・規模	周囲のまち並みや樹木等と調和した高さとする。
形態意匠	原則として鋼管柱とする。
色彩・素材	<p>電波塔の色彩は、こげ茶又は亜鉛メッキ処理（低光沢仕様、N 4.0～5.0程度）とする。</p> <p>敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等の落ち着いた色彩とすること。</p>
敷地の緑化	敷地の外周には低木や高木を植栽する等、植樹及び植栽の配置を工夫すること。

開発行為

事項	基準
土地の形状及び緑化	<p>大規模な法面及び擁壁を生じないようにすること。</p> <p>擁壁を設ける場合は、に示す基準に適合すること。</p> <p>良好な樹木、水辺等を保全し、積極的に活用すること。</p>

屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

事項	基準
堆積の方法	<p>堆積物は整然と積み上げ、その高さは原則として3m以下とする。</p> <p>道路や敷地の外周には極力空地を確保し、堆積物は敷地の中央部に配置すること。</p>
遮へい	敷地の周囲には、植栽又は風景に配慮した塀等を設けること。

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

事項	基準
遮へい及び事後の措置	<p>周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと。</p> <p>掘採又は採取後の法面等は、周辺風景との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。</p>

別表 色彩基準

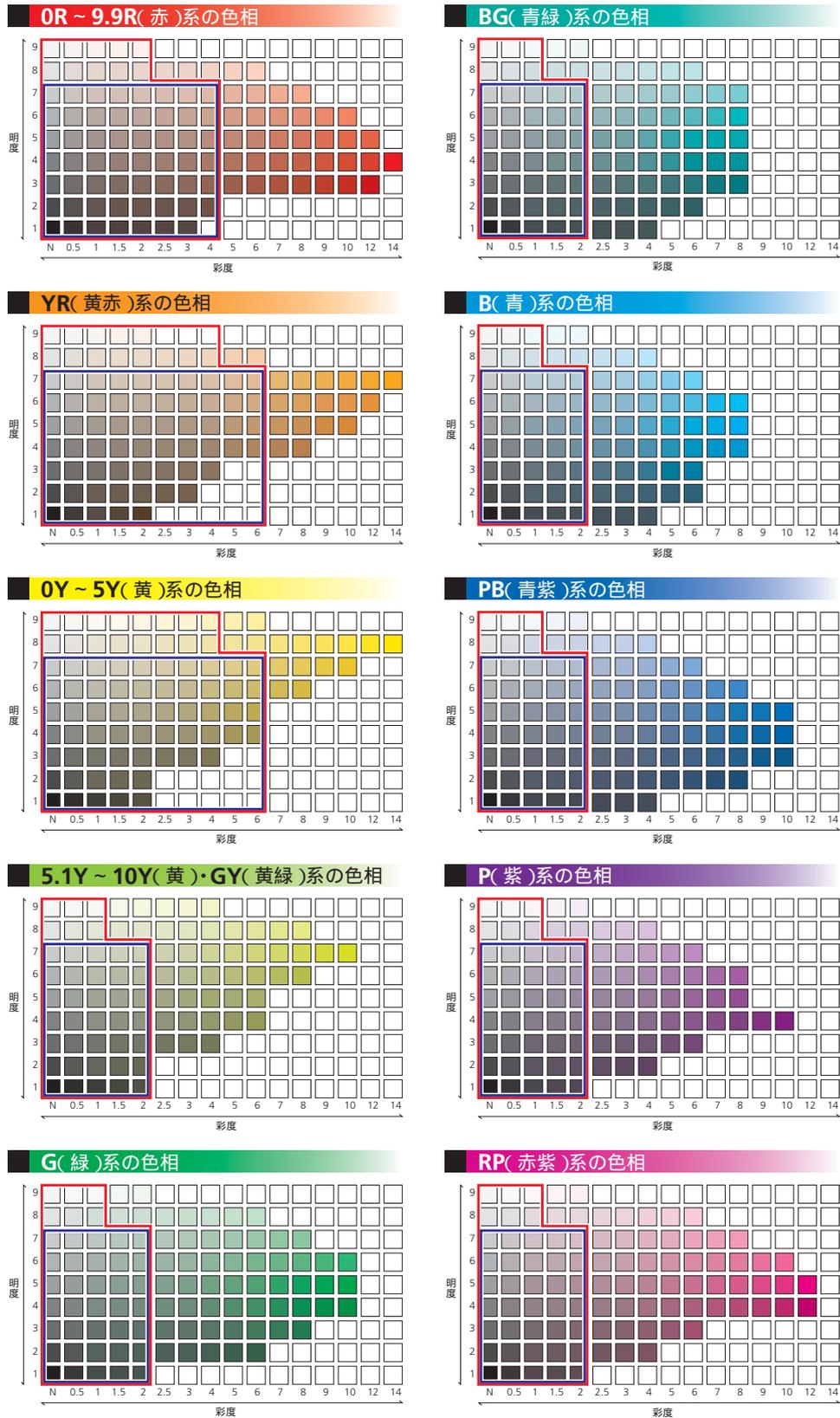
【建築物の外壁・工作物の外装】

色相	明度	彩度
OR ~ 9.9R	8 以上	2 以下
	8 未満	4 以下
10R(OYR) ~ 5Y	8 以上	4 以下
	8 未満	6 以下
上記以外の色相	8 以上	1 以下
	8 未満	2 以下

【建築物の屋根】

色相	明度	彩度
OR ~ 9.9R	7 以下	4 以下
10R(OYR) ~ 5Y		6 以下
上記以外の色相		2 以下

図 板倉町全域の色彩基準



凡例	
	外壁基調色の行為の制限 工作物外装色の行為の制限
	屋根色の行為の制限

本冊子では、できるだけ正確な色表現を心がけましたが、印刷物によるため、実際のマンセルと図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

第5章 板倉風景資産の保全・活用

1 風景資産の考え方

板倉町の風景は、様々な要素によって魅力づけられています。このため、これらを板倉の風景を構成する重要な資産『板倉風景資産』として本計画に位置づけ、町民共有の財産として、積極的に保全・活用することに取り組んでいきます。

なお、板倉風景資産とは、建築物や工作物、樹木、公共施設に加え、お祭りなどの活動も含め、幅広く対象として考えます。

表 板倉風景資産の対象

風景資産の対象	風景資産の例 (建築物、工作物、樹木、公共施設、活動等)
1) 地域の歴史や文化を表すもの	河川、池沼、旧堤防、郷土種の樹木、排水機場、水塚、揚舟、社寺仏閣、祠、祭り 等
2) 地域のシンボルであり、固有の風景を造りだしているもの	地場の材料を用いた建築物等、屋敷林等の巨樹・巨木、街路樹、地域住民による花の植栽活動 等



現在も稼働する谷田川第二排水機場



敷地内の小高い部分に建てられている水塚



彫物による装飾が特徴的な雷電神社



大谷石造りの外観が個性的な建物



建物よりも高く、緑が目立っている高木の屋敷林



長柄神社で行われている伝統行事の1つである弓取り式(町ホームページより)

2 風景資産の保全・活用の進め方

(1) 風景資産の指定・登録

『板倉風景資産』の候補のリストアップ

まず、文化財に指定されているものや、文化的景観保存計画や風景資源調査や巨木調査といった既往調査等を活用し、風景資産の候補をリストアップします。風景資産調査の実施や町民からの公募等により、候補を充実させていくことも考えられます。

『板倉風景資産』の指定・登録

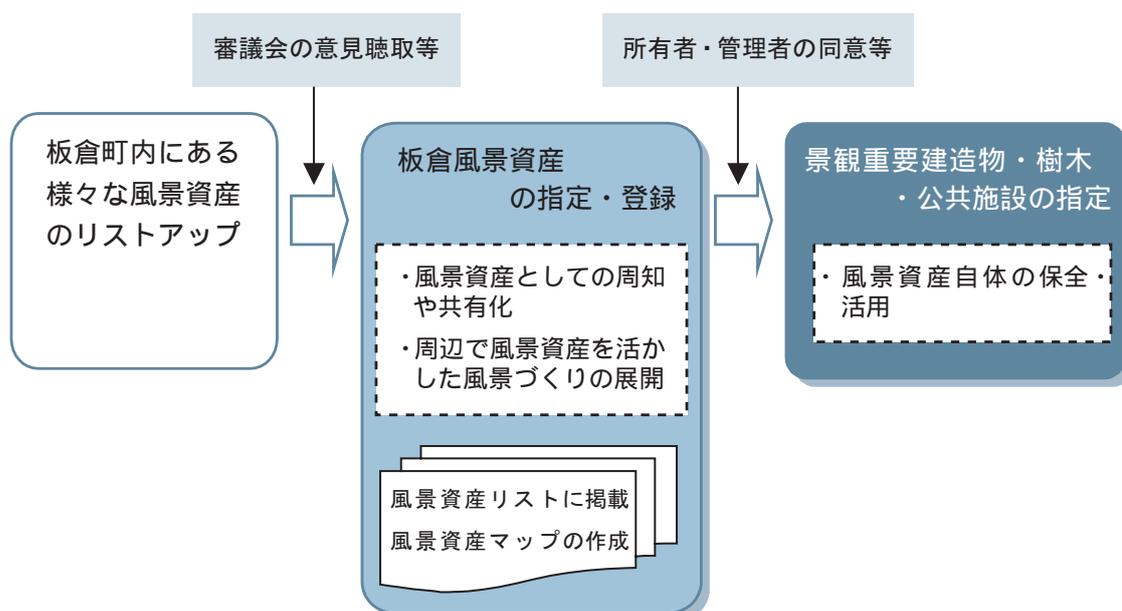
次に、風景資産の候補としてリストアップしたもののうち、第三者機関等の意見をふまえ、板倉の風景資産としてふさわしいものを「板倉風景資産」として指定・登録します。登録した板倉風景資産は、「風景資産リスト」として風景計画に位置づけるとともに、「板倉風景資産マップ」として地図化して町民に配付するなど、資産としての認識の共有化を図ります。

板倉風景資産は、順次追加しながら更新していきます。

景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設の指定

板倉風景資産に指定・登録されたもののうち、所有者の同意が得られたものについては、景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木等の指定を行い適切な維持・管理を図ります。

図 風景資産の保全・活用のフロー



(2) 板倉風景資産の保全・活用方策

風景資産の周辺を整える

板倉風景資産の周辺で建築行為等が行われる際には、風景資産との調和に配慮してもらうなど、地域の風景の核として引き立つよう、周辺を整えていくことが重要となります。また、板倉風景資産を中心とした地区の風景づくりを重点的に進めるため、風景づくり重点地区に指定することも考えられます。

- ・周辺の建築行為等の際に板倉風景資産への配慮を求める
- ・板倉風景資産を含む地区を重点地区等に指定する

風景資産を活用する

風景資産は、日常生活に根付いたものとして大切に守り育ていけるよう、積極的に活用していきます。

- ・地域文化の学習教材として活用する
- ・愛称を付ける（「文禄堤通り」など）
- ・風景資産としてのプレートや案内板・サインを設置する
- ・散策路を設定（整備）する

第6章 公共施設による風景づくり

1 基本的考え方

公共施設は、地区の拠点的な施設で、町民に親しまれている施設であることが多いことから、風景づくりを進める上で重要な役割を担っています。

今後、公共施設の整備においては、庁内や関連行政機関との調整の機会を設けるなどにより、第3章の公共施設の整備等に関する方針を踏まえた、良好な公共施設のデザインの実現を図ります。特に、風景づくり上重要な道路や河川等については、景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、良好な風景づくりに取り組みます。

表 公共施設の風景づくりの方向性

		〔風景づくりの方向性〕
公共施設全体	・公共建築物 ・公共サイン 等	個別の整備に際し、風景計画「公共施設の整備等に関する方針」を踏まえ、協議・調整します。
風景づくり上重要な公共施設 (景観重要公共施設の対象となるもの)	・道路 ・河川 ・都市公園 等	管理者の理解と協力を得て、景観重要公共施設の指定について協議等を進めます。

2 景観重要公共施設の指定方針

(1) 指定の進め方

板倉町の風景を構成する重要な公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、風景づくりを先導する施設としてふさわしい整備や管理を進めていきます。

景観重要公共施設の指定に当たっては、町で管理する公共施設については、順次指定を進めます。また、国・県が管理する公共施設については、各管理者と協議を行い、理解と協力が得られた公共施設から順次指定を進めます。

(2) 指定の対象

次に示すものに該当する施設を景観重要公共施設の指定対象として検討します。

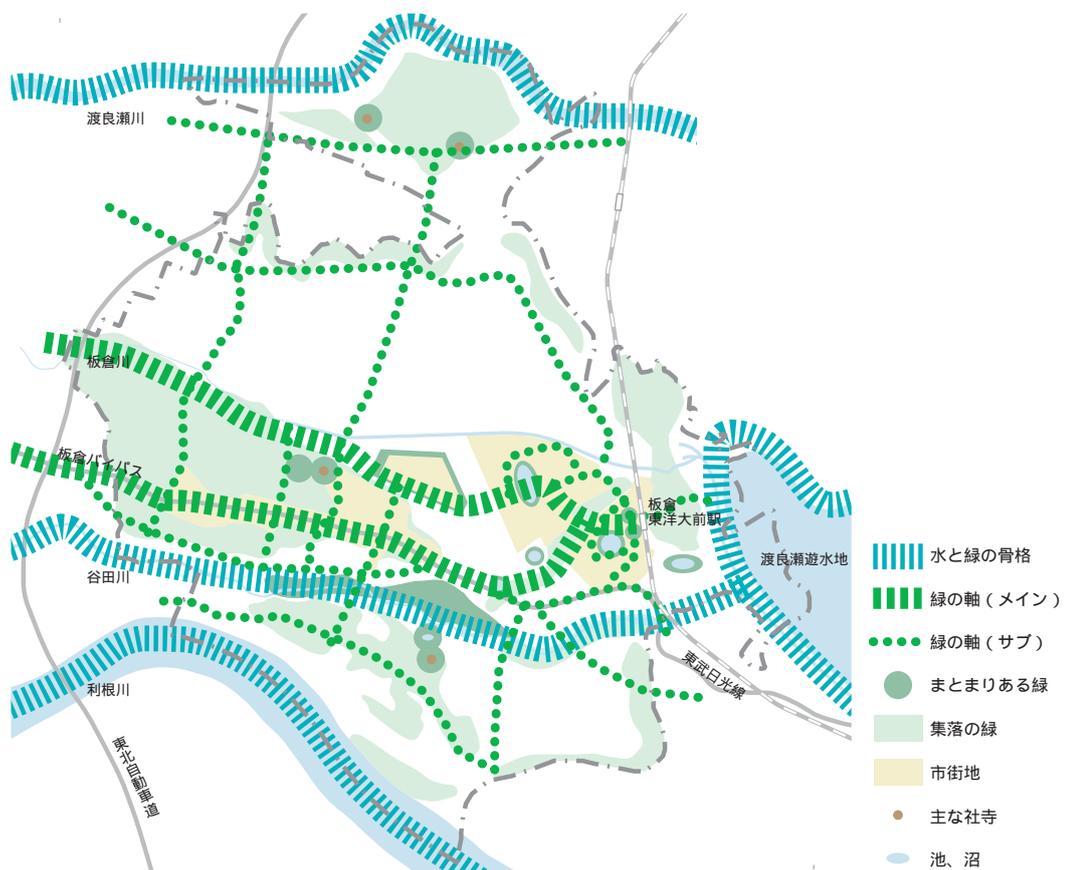
広域的な資源（骨格）を形成する河川、道路、公園で、際立った資源を有する区間や、地区のシンボルなどとなっており、景観上特に重要な公共施設
重点地区内にある河川、道路、公園等のうち、良好な景観形成を図る上で重要な公共施設

なお、町全域の風景づくりの視点から重要な施設として、風景の骨格づくりの方針として掲げた骨格や軸となる公共施設について、景観重要公共施設の指定を検討します。

表 景観重要公共施設の指定候補の例

河川	谷田川、利根川、渡良瀬川、渡良瀬遊水地
道路	県道板倉初谷館林線、国道354号、公園通り線、海老瀬停車場線（ふれあい道路）、南部環状線
公園	板倉中央公園、海老瀬北公園(いずみの公園)、海老瀬南公園(ふれあい公園)

図 風景の骨格づくりの方針

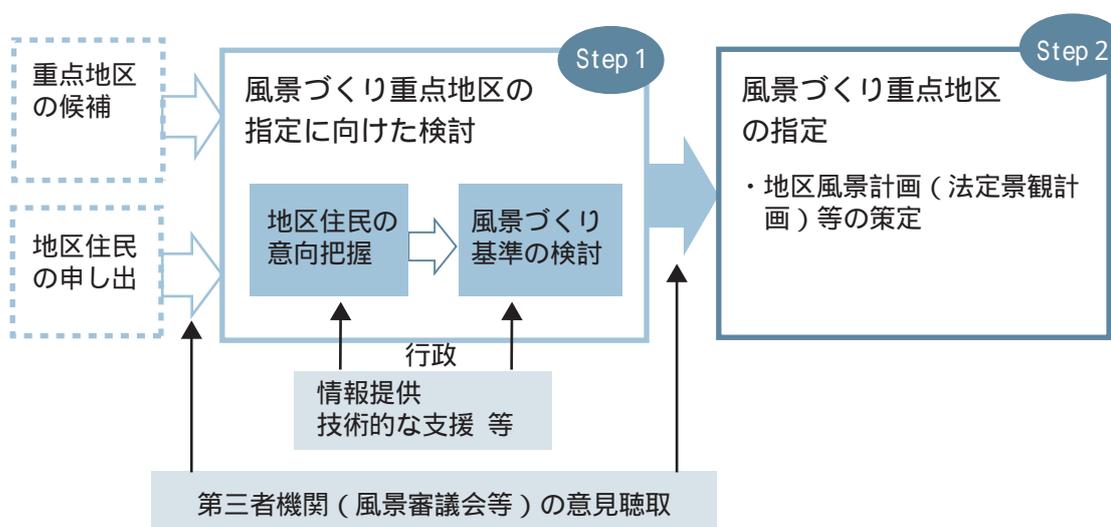


第7章 重点地区の風景づくり

1 重点地区指定制度の考え方

重点地区は、下表に掲げる候補地区等における必要性の高まりや、地区住民からの申し出があった地区を対象として指定を進めます。指定に当たっては、地区住民等の意向を把握するとともに、第三者機関（風景審議会等）の意見を聴きながら行います。

図 地区指定の進め方



風景づくり重点地区の候補例

対象	候補（例）
特徴的な文化的景観が形成されている地区	利根川等の河川沿いの集落等
地域のシンボルとなる資源を含む地区	雷電神社周辺等
自主的にまちづくりを進める地区	地区住民の申し出のあった地区等

2 重点地区の風景づくり方策

(1) 法に基づく規制・誘導

風景づくり重点地区では、地区独自の「風景づくり基準」を設け、規制・誘導に取り組めます。規制・誘導手法は、必要に応じて景観地区や地区計画、景観協定等の手法を選択することも可能とします。

規制・誘導の手法	概要
景観地区 【景観法第61～73条】	対象地区において景観地区を決定し、建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについて、認定制度を活用し、実効性が高く、より積極的に良好な風景づくりを図る。
地区計画の地区内における建築物又は工作物の形態意匠の制限 【景観法第76条】	建築物等の形態意匠について、認定制度を活用し、実効性が高く、より積極的に風景づくりを図る。
景観協定 【景観法第81～91条】	対象地区において景観協定を締結し、地域住民が主体的に風景づくりに関するルールを守り・育てる。

(2) その他の手法

本地区内では、地区のシンボルとなる樹木や地区の歴史や固有の文化を示す建造物の保存・活用や、公共空間と民有地が一体となった総合的な風景づくりに取り組むことが重要です。特に、本町の特徴である水辺の文化的景観では、河川や堤跡の道路など、公共施設が風景づくり上重要な骨格を成しています。

このため、施設の管理者や土地所有者の意向を踏まえながら、景観重要樹木・建造物や景観重要公共施設を活用することを検討します。



第8章 水辺風景づくり重点地区風景計画

1 対象区域（景観法第8条第2項第1号）

本地区の対象区域は『利根川・渡良瀬川流域の「水場」景観保存計画（板倉町教育委員会 2008年）（以下、保存計画、という）』の対象として示されている渡良瀬川地区、渡良瀬遊水地地区、谷田川地区、利根川地区、古利根地区とします。

図 重点地区の区域

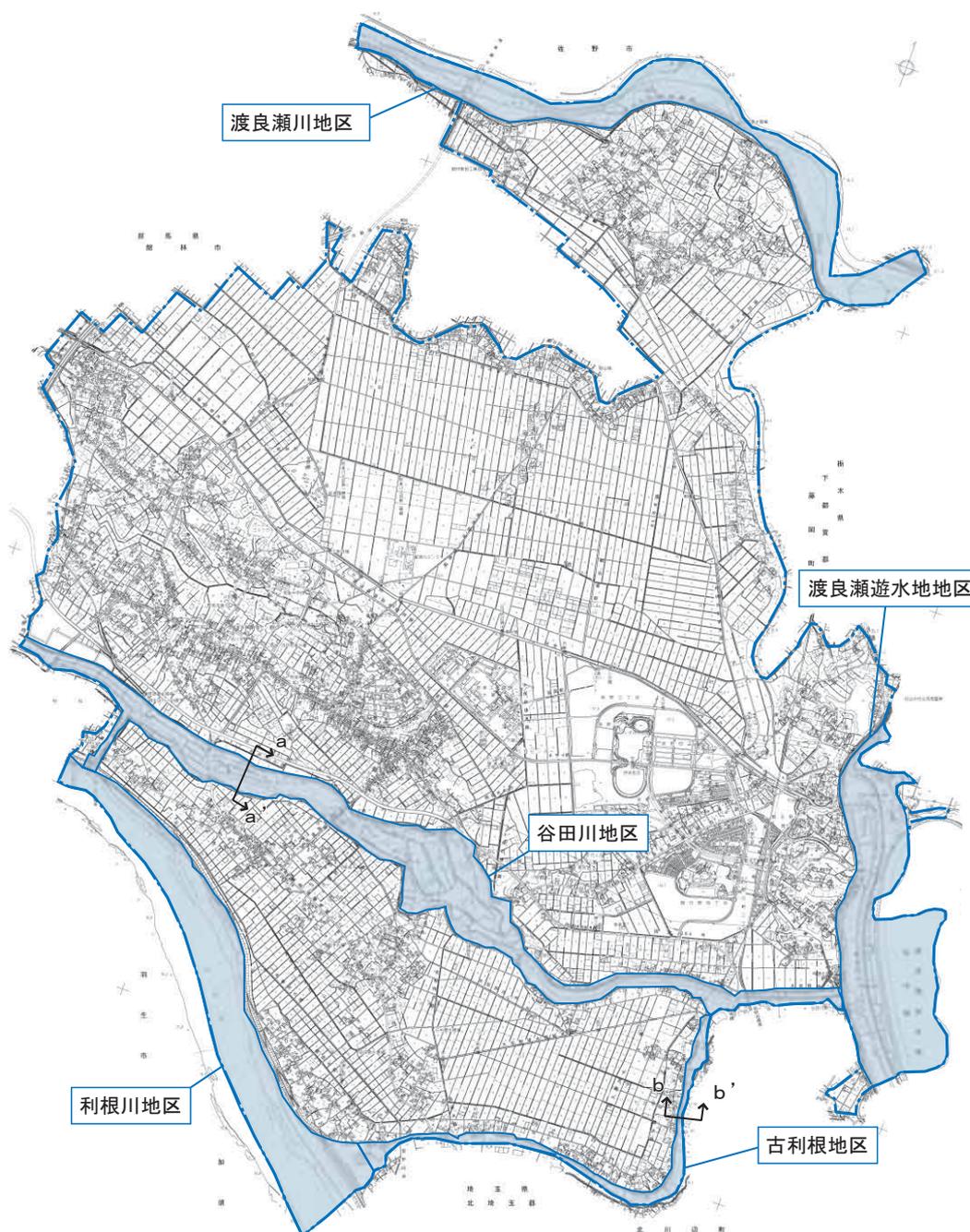


表 重点地区の対象区域

地区名	対象区域
渡良瀬川地区	・堤防上の堤内側の道路端から町境までとする。
渡良瀬遊水地地区	・堤防上の堤内側の道路端から町境までとする。
谷田川地区	・堤防上の堤内側の道路端から堤内側の道路端までとする。
利根川地区	・堤防上の堤内側の道路端から町境までとする。
古利根地区	・町道 1-6 号線（旧堤防）の道路端から町境までとする。ただし、水塚等がある場合は、それを含む区域とする。

図 重点地区の対象区域（谷田川地区の例）

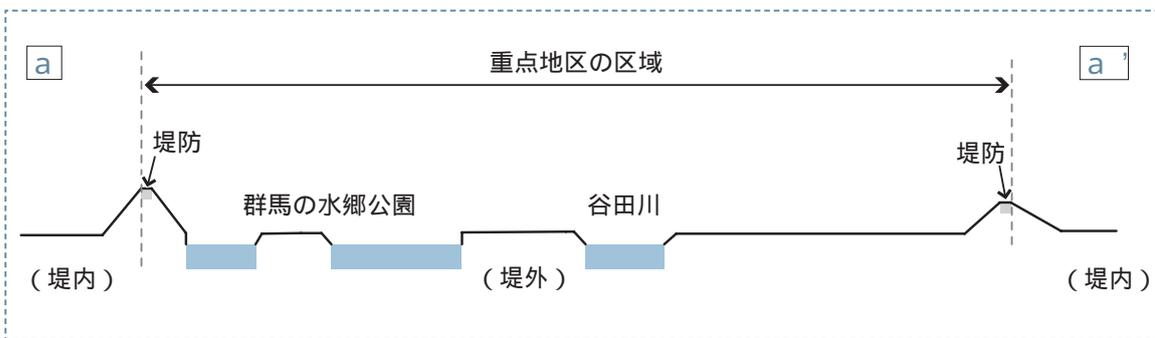
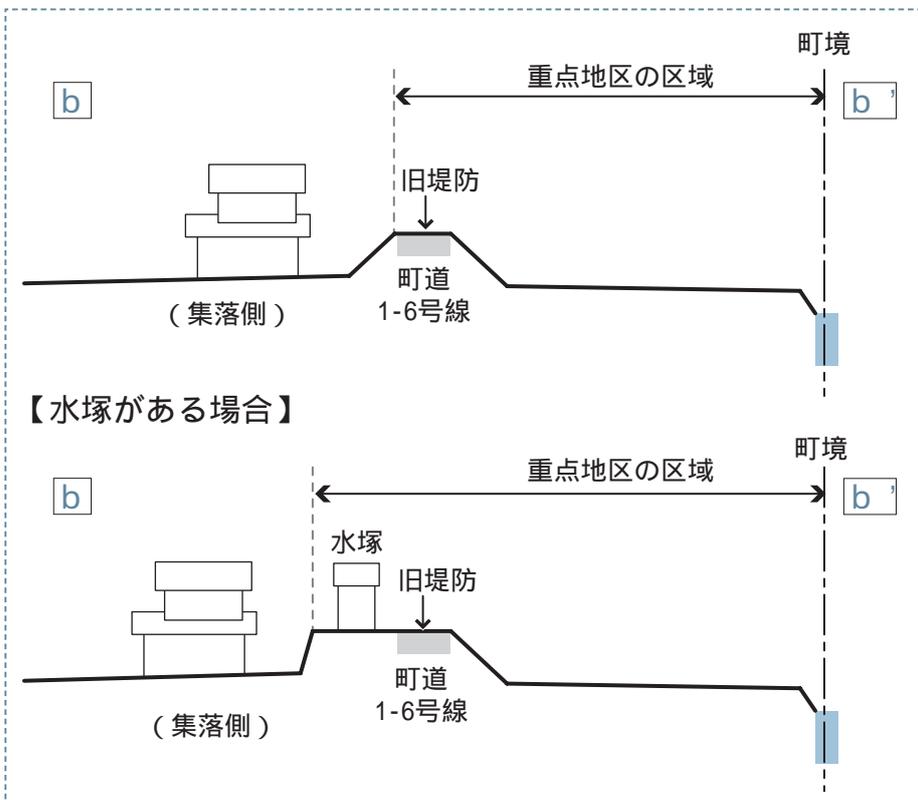


図 重点地区の対象区域（古利根地区の例）



2 風景づくりの方針（景観法第8条第2項第2号）

保存計画に示されている文化的景観保存のための基本方針等を踏まえ、本地区の風景づくりの方針を次のとおり定めます。

風景の骨格を守り、生活文化を継承する風景づくり

3 届出対象行為

対象地区内での景観法第16条第1項の規定に基づく、届出対象行為は、次のとおりとします。

表 届出対象行為（各地区共通）

行為	対象	除外 ²
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ¹	全ての建築物	(1) 増築又は改築で、行為にかかる部分の床面積が10㎡以下のもの (2) 工事に必要な仮設の建築物の建築等 (3) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為にかかる部分の面積が10㎡以下のもの (4) 改築で、外観の変更を伴わないもの (5) 農林漁業を営むための軽易な行為等
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ¹	全ての工作物	(1) 新設で、高さ1.5m以下のもの（工作物の新設にかかる部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く） (2) 増築又は改築で、高さが増築又は改築前の高さ以下のもの（工作物の増築又は改築に伴い増加する部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く） (3) 工事に必要な仮設の工作物の建設等 (4) 改築で、外観の変更を伴わないもの (5) 農林漁業を営むための軽易な行為等
開発行為（土地の区画形質の変更）	全ての行為	農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更（宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て又は干拓を除く）
木竹の植栽又は伐採	全ての行為	通常の管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	堆積の期間が90日を超えないもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	通常の管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等
水面の埋立て又は干拓	全ての行為	なし

1 既存の建築物・工作物で、同色による塗り替え等でも届出が必要な場合があります。（同色による塗り替え等でも風景づくり基準への適合が必要です。）

2 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。（景観法第16条第7項）

4 風景づくり基準（行為の制限）（景観法第8条第2項第3号）

対象地区では、次の風景づくり基準（行為の制限）に適合することとします。ただし、町長が良好な風景づくりに著しい支障を及ぼすおそれがないと認めた場合は、この限りではありません。

建築物

項目	基準
高さ	原則として、堤防の高さを超えないものとする。
形態・意匠	屋根は原則勾配屋根とすること。 地域の伝統的な建築様式を継承した形態を基本とすること。 建築物に付属する設備等は、堤防等から目立たない位置に設けるか、周辺風景と調和するよう適切に修景すること。
外観	周辺の自然や田園風景との調和に配慮し、建築物の外壁には、木材等の自然素材又は素材感のあるもの等を出来るだけ使用すること。 原則として、金属板等の反射素材を外観に使用してはならない。 敷地内は花木等により積極的に緑化を行い、緑豊かな外観とすること。
色彩	水辺の自然と一体化した穏やかな風景を保全するため、建築物の外壁に使用する色彩は、別表1に示す範囲内とすること。また、屋根に使用する色彩は、別表2に示す範囲内とすること。 ただし、自然素材で一時的に範囲を逸脱するものや、防災、治水などで不可欠な色彩については、この限りではない。

高さに規定する堤防は、各地区の河川等の堤防を指します。（p37 図参照）

工作物（擁壁を除く）

項目	基準
高さ	原則として、堤防の高さを超えないものとする。
外観	原則として、金属板等の反射素材を外観に使用してはならない。やむをえず使用する場合には、出来るだけコンパクトな規模・形態にまとめるとともに、周辺の風景との調和に配慮し、修景すること。
色彩	水辺の自然と一体化した穏やかな風景を保全するため、工作物の外装に使用する色彩は、別表1に示す範囲内とすること。 自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。 色相 5 Y、明度 7.5、彩度 1.5

高さに規定する堤防は、各地区の河川等の堤防を指します。（p37 図参照）

工作物（擁壁）

項目	基準
配置	風景資産に指定されている資源の形状を損なわない配置とすること。
高さ・規模	高さが2mを超える場合は、階段状にするなど、圧迫感の軽減を図ること。
形態意匠	無機質な仕上げとならないように、次のいずれかの基準に適合すること。 ・前面に植栽を施す、又は、緑化法面等とする。 ・自然石風の化粧型枠による仕上げとする。
色彩・素材	水辺の自然と一体化した穏やかな風景を保全するため、工作物の外装に使用する色彩は、別表1に示す範囲内とすること。

開発行為

項目	基準
土地の形状及び緑化	造成等での切土および盛土の量はできるだけ少なくするとともに、法面の整正はできるだけ原状の地形を活かした形状とすること。 擁壁等の構造物は必要最小限に止め、法面はできるだけ植栽等によって修景すること。

木竹の植栽又は伐採

項目	基準
木竹の植栽又は伐採	木竹の植栽を行う場合は、水辺の植生に合った郷土種を基本とし、周辺の風景との調和に配慮すること。 木竹の伐採を行う場合は、必要最小限に止めることとし、周辺の風景との調和に配慮すること。 ヤナギ等の水辺の植生に合った郷土種は原則として伐採しないこと。やむを得ずヤナギ等を伐採する場合には、周辺風景が良好に維持できるよう代替措置（植栽等）を講じること。ただし、渡良瀬川地区、渡良瀬遊水地地区、谷田川地区、利根川地区を除く。

屋外に置ける土石、廃棄物その他の物件の堆積

項目	基準
堆積の方法	堤防上の道路その他公共の場から容易に望見できない位置に集積すること。
遮へい	敷地外周部を植栽等によって修景すること。

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

項目	基準
遮へい及び事後の措置	周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと。 掘採又は採取後の法面等は、周辺風景との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。

水面の埋立て又は干拓

項目	基準
水面の埋立て	水面の埋立てを行う場合は、周辺の風景との調和に配慮すること。 水面の埋立ては、必要最小限に止めること。

別表1 建築物の外壁・工作物の外装の色彩

色相	明度	彩度
OR ~ 9.9R	3 以上 8 未満	1 以下
10R(OYR) ~ 5Y	8 以上 9 未満	2 以下
	3 以上 8 未満	4 以下
5.1Y ~ BG	3 以上 8 未満	1 以下

別表2 建築物の屋根の色彩

色相	明度	彩度
OR ~ 9.9R	6 以下	4 以下
10R(OYR) ~ 5Y		4 以下
上記以外の色相		1 以下

図 重点地区の色彩基準

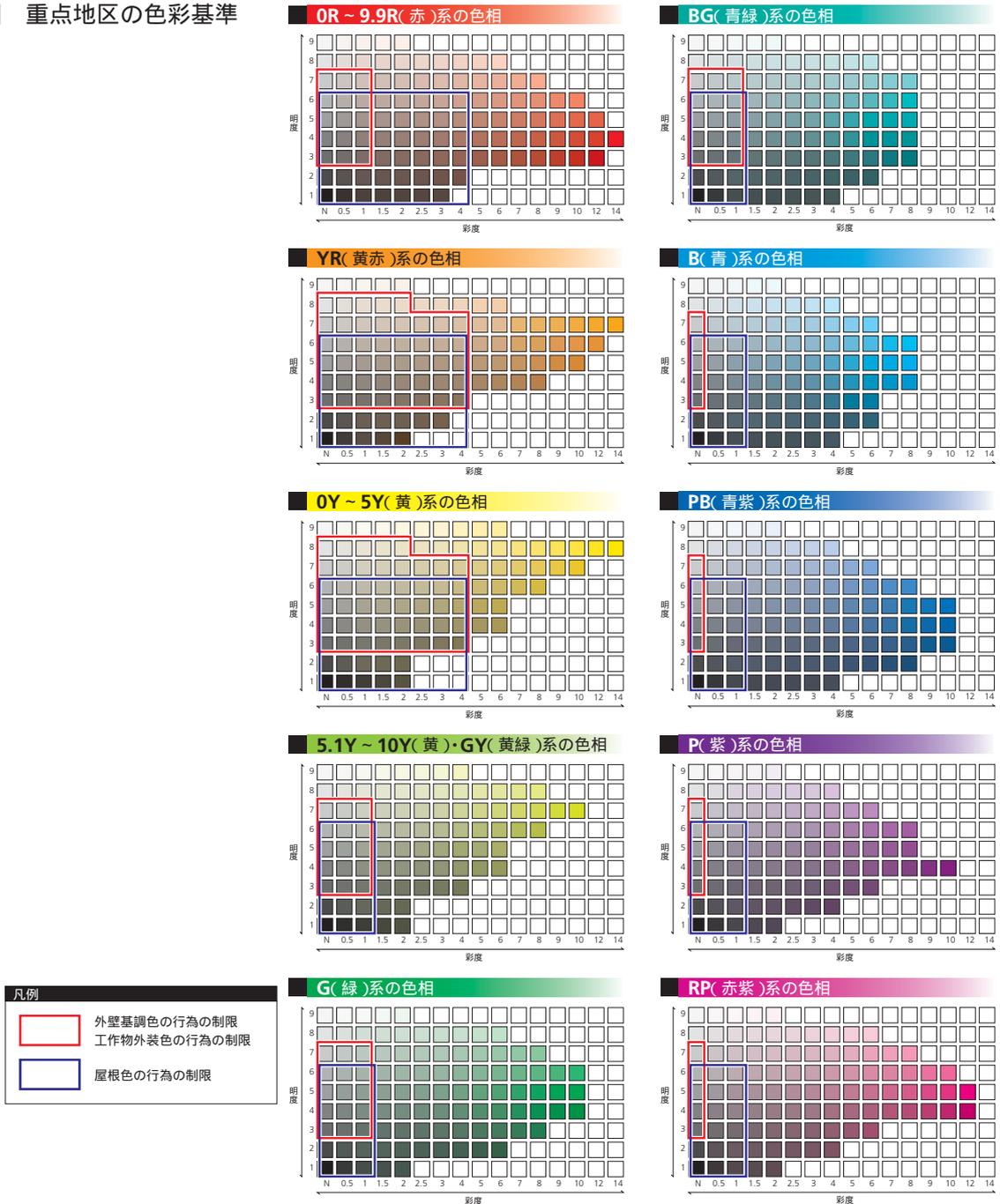
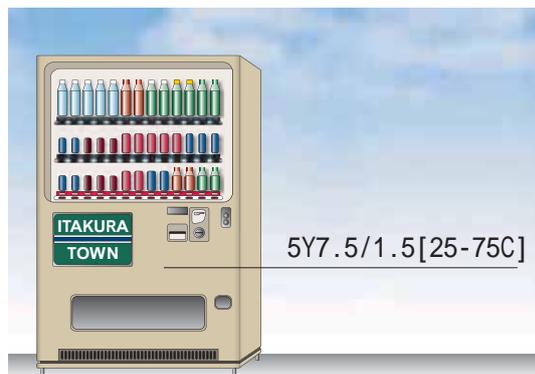


図 自動販売機の指定色とイメージ



本冊子では、できるだけ正確な色表現を心がけましたが、印刷物によるため、実際のマンセルと図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

第9章 風景づくりの推進に向けて

1 風景づくりの推進のために必要な事項

板倉町らしい風景づくりには、町民・事業者・行政等の各主体が、前章までの「風景づくりの目標」「風景づくりの方針」や「行為の制限」などの内容を十分理解し、それぞれが取り組みを実践していくことが必要となります。

今後、町全体で協力しながら、良好な風景づくりを推進する気運の盛り上がりを築いていくため、行政が主体となり、次に示す取り組みを検討していきます。

(1) 風景づくりにかかる普及啓発

風景計画に示されている目標や方針等の方向性を町全体で共有化するため、普及啓発を行うことが重要となります。特に、風景づくりガイドラインは、景観法に基づく届出対象とならない規模も含めた全ての建築物の建築等を対象に参考となる考え方を示したものであり、積極的に周知を図っていきます。

具体的には、風景づくりの専用ホームページを開設する、分かりやすいパンフレットを作成する、風景づくりに貢献した建築物や活動等を認定・公表する表彰制度など、周知・広報活動等を適切に進めるとともに、町民が地域の風景に愛着を持ってもらえるような学習機会の創出やイベントの開催等に取り組んでいきます。

具体的な取り組み(例)

- 風景づくり専用ホームページの開設
- ガイドラインの普及(パンフレット等の活用、景観出前講座)
- 風景づくりに関する表彰制度
- 風景を知る機会の創出(景観教育や景観フォーラム)

(2) 風景資産等を活かした風景づくりの推進

豊富な風景資産や微地形を利用した個性的な集落の風景等によって形成されている板倉町では、これらの個々の資産や集落風景を活かしていくことが重要であり、町民・行政等が連携して取り組むことが必要となります。

具体的には、まず、第5章から第7章に示されている板倉風景資産や公共施設、重点地区といった風景づくりの制度を積極的に活用していくことが重要です。また、そのためには町民がこれらに積極的に関与する、関与できるようにすることが大切であり、必要な活動の支援や助成等に努めます。

具体的な取り組み(例)

- 板倉風景資産の指定
- 風景づくり活動の支援、助成等
- 重点地区の指定推進
- 景観重要公共施設の指定推進等

(3) 風景づくりを進めるための体制づくり

良好な風景づくりの推進には、行政の担当部局だけでなく、関係する様々な主体が連携して取り組んでいける体制を構築することが重要となります。

具体的には、風景づくりを総合的に検討するため、町民代表、学識経験者等の専門家、行政等による風景審議会を設置し、第三者の視点から風景づくりを検証できる体制をつくります。

また、行政内では、道路や公園、公共建築物等の公共施設の整備やサイン、案内板や散策路の整備、観光等の各種イベントなど、様々な部署で風景づくりに関係することが行われています。これらの連携を図り、町内で一体となって風景づくりを進めていくため、庁内の連絡調整を行う場を設置し、連携を図っていきます。

さらに、より機動的に、きめ細かく、専門的な見地から風景づくりにアドバイスや技術的支援を行うため、風景づくりアドバイザー制度の創設を検討し、大規模建築物等の協議や地区の風景づくり、公共施設の風景づくり等の際に活用できることを目指します。

具体的な取り組み(例)

風景審議会の設置

風景づくりアドバイザー制度の創設

庁内の連絡・調整の場の設置(連絡調整会議)

(4) 景観法や関連制度・活動等の効果的な活用や連携

本計画は景観法に基づく景観計画であり、法に基づく届け出やそれらに対する勧告や変更命令制度などを活用した、実効性のある規制・誘導が可能となります。

屋外広告物は、景観法では直接の規制・誘導はできませんが、風景づくりに影響する大切な要素の一つです。現在は群馬県屋外広告物条例によって規制・誘導が行われていますが、板倉町は景観行政団体となったため、屋外広告物条例を制定し、町の特性に合わせた独自の基準により規制・誘導に取り組むことを検討します。

法規制だけでなく、コスモス祭りや板倉まつり、揚舟ツアーなど、町内では様々な活動が行われており、これらは美しい板倉の風景を盛り立てる要素にもなっています。また、現在、板倉町の風景の特徴の一つである、水辺の文化的景観について、重要文化的景観の選定を目指し、その保存のための取り組みが進められています。

この様に、風景に関連する様々な法制度や活動を活かし、これらと連携をとって風景づくりに取り組んでいきます。

具体的な取り組み(例)

景観法を活用した建築物の建築等の規制・誘導

板倉町屋外広告物条例の制定

コスモス祭りなどの各種イベントとの連携(風景づくりのPR)

文化的景観の保存活動との連携

(5) 施策の進捗状況の定期的な点検・見直し

風景計画に定めた内容や取り組みは、着実に実行していくとともに、成果を確認しつつ、その方向性を常に適切に定めていくことが大切となります。そのためにも、施策の進捗状況を確認し、その効果を共通化するためのレポートを定期的に作成するなどの施策点検手段を検討します。

具体的な取り組み(例)
進捗状況の点検レポートの作成

2 重点的に取り組む事項

風景づくりの推進のために必要な取り組みとして掲げた事項のうち、行政主体によって比較的早期に実現が可能であり、かつ、即効性や先導性があるなどその後の展開が期待できるものという視点から、特に重要と考えられる次の事項について先行して重点的に取り組みつつ、徐々に取り組みを広げ充実させていきます。

(1) 景観法を活用した規制・誘導の仕組みの構築

板倉町内では、これまで群馬県景観条例に基づいて一定規模以上の建築物の建築等を対象に景観協議が行われてきました。この取り組みの実績を踏まえ、景観法を活用した一定規模以上の建築物等の規制・誘導の仕組みを構築します。

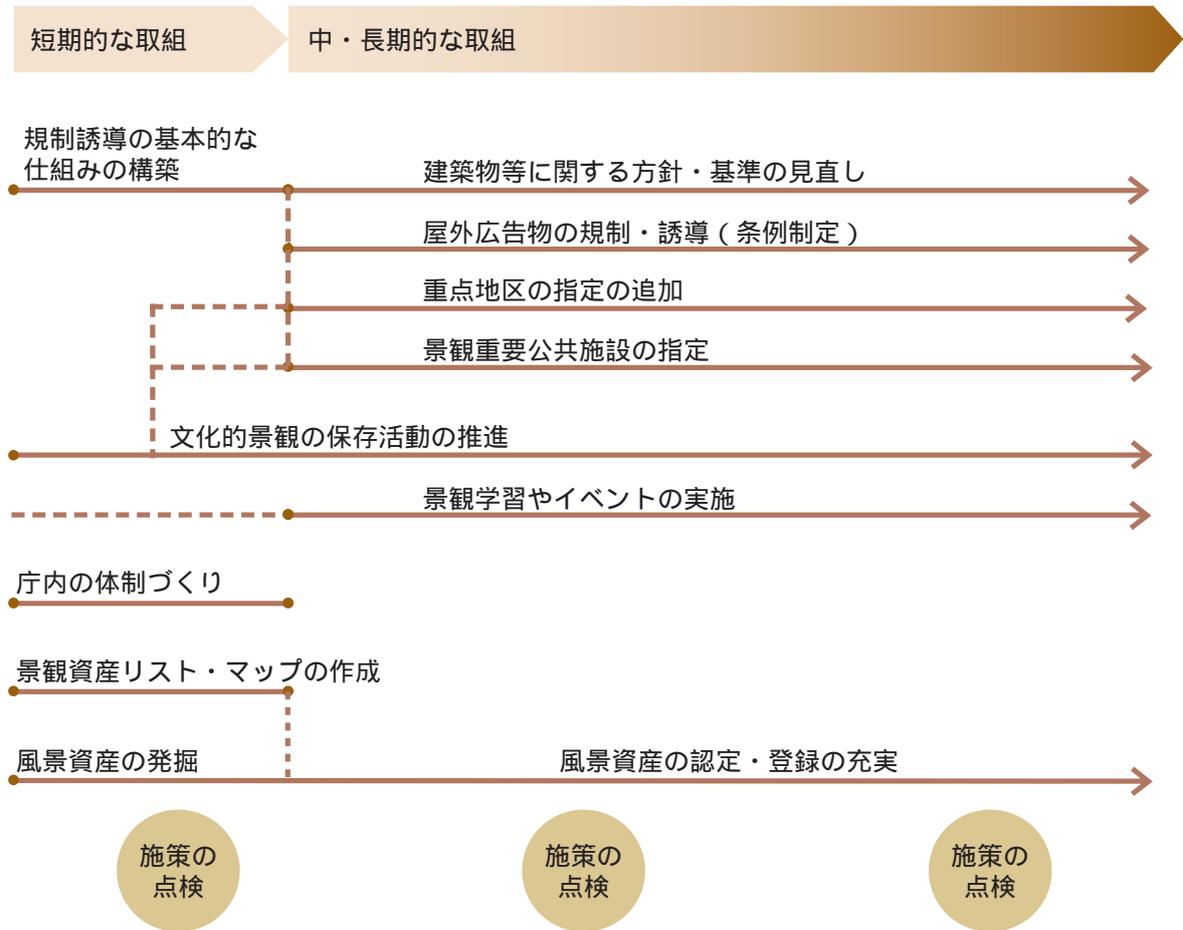
(2) 風景資産の保全・活用の推進

風景資産の認定制度は積極的に認定を進めていくことが大切です。このため、まず、文化財や板倉百景など、これまでの実績から、比較的風景資産としての認識が共有化されているものからリストアップし、町民の協力を得て資産調査を行うなど、順次風景資産に認定するとともに、風景資産マップを作成して町民に配布し、共有化を図っていきます。

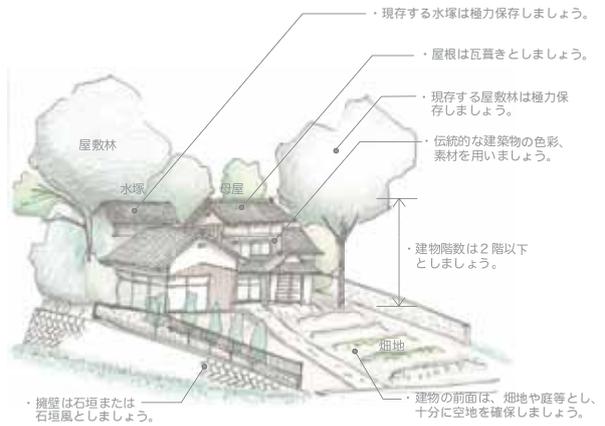
(3) 文化的景観の保全・活用と連携した地区レベルの風景づくりの推進

現在、水辺の文化的景観の保存に向けた取り組みが進められており、微地形等を活かした集落単位での固有の風景の保存が進められています。こうした活動と連携し、地区レベルの風景づくりに取り組んでいきます。

図 風景づくりの推進方策の展開イメージ



風景づくりガイドライン



風景づくりガイドライン

1 ガイドラインの目的

風景は、河川や水田などの農地、一つひとつの建築物や工作物で構成されており、中でも建築物は、風景に与える影響が大きい要素の一つです。近年、町民の住まいづくりに対する指向の変化や新たな建築材料の普及等により、日常の風景が徐々に変化していきます。今後、板倉らしい風景づくりを進めるためには、慣れ親しんだ日常の風景を大きく変えず、田園風景と調和した建築物を建てるのが大切です。

そのため、住宅地や集落、工業地等に見られる建築物や緑化の配置などの特徴を基に建築物を建てる時に参考となる考え方を示した「風景づくりガイドライン」を作成しました。

2 ガイドラインの使い方

ガイドラインは、本町の風景の特徴に応じて7つの地区別に作成していますので、建築物を建てる場所が該当する地区の内容をご覧ください、活用して下さい。

町民の方

建築物の新築や外壁の塗り替えなどを考える時のヒントとして参照し、工夫できることに取り組んで下さい。

事業者の方

風景づくり基準を補完するものとして活用し、創意工夫が感じられる建築計画として下さい。

表 風景の特徴に応じた区分

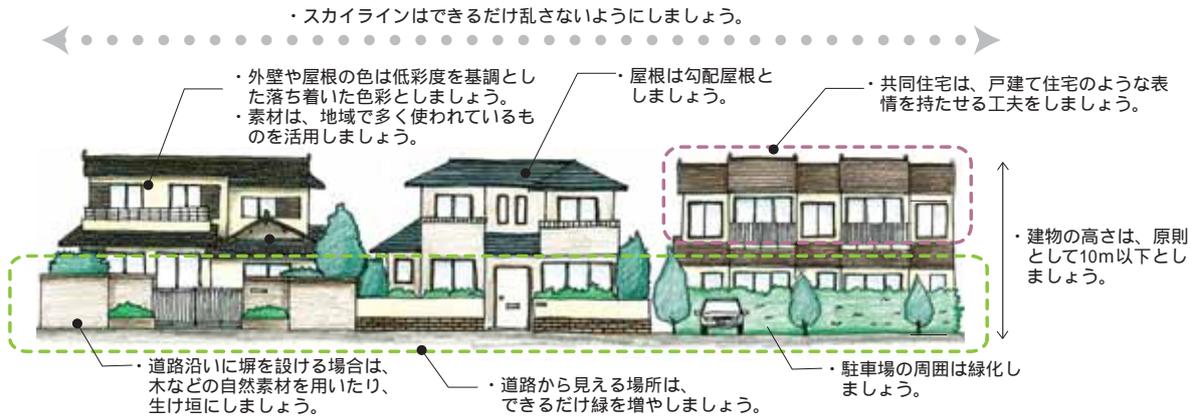
区分	地区名称
住居系市街地 (住居系用途地域)	一般住宅地
	板倉ニュータウン住宅地
商業系市街地 (商業系用途地域)	近隣商業地
	板倉ニュータウン商業地
工業系用途地域内 既存の流通団地内等	工業系市街地
既存の集落地	集落地
国道・県道の沿道	幹線道路沿道

一般住宅地における風景づくり

風景づくりのポイント ...これが特に大切です！

屋根は勾配屋根とするなど、周辺のまち並みに調和させましょう
 暖かみを感じられる色彩や自然の素材を使いましょう
 生け垣や庭木など、道路側に緑を増やしましょう

風景づくりのイメージ ...こんな風景を目指しましょう！



風景づくりの工夫点 ...一人一人ができる範囲で工夫し、取り組みましょう！

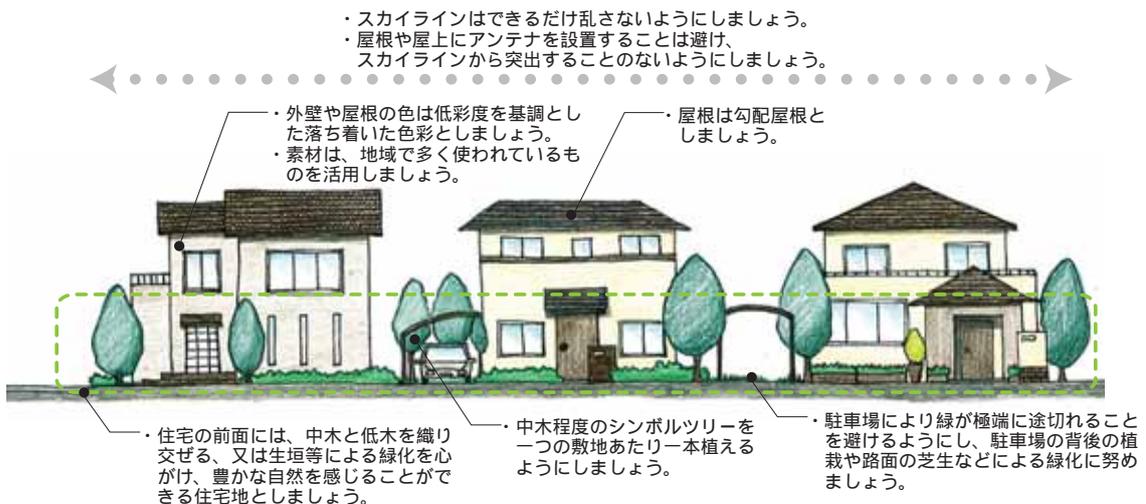
項目	工夫点
配置	風景資産等の周辺では、建物の配置や外観のデザインを工夫しましょう 地域のシンボルとなる大切な樹木はできるだけ保存して活かしましょう
高さ	周辺の建築物と同じぐらいの高さ（概ね 10 m以下）としましょう
形態意匠	屋根は勾配屋根にしましょう 建築物全体でデザインや色彩をまとめましょう 建築設備や屋外階段、ごみ置き場等は、周りになじませましょう 長大な壁面はつくらないように工夫しましょう
色彩・素材	地域で多く使われている素材や暖かみのある色彩を使いましょう
敷地の緑化 ・外構	道路から見える場所には、できるだけ緑を設けましょう 門や塀には、木などの自然素材を使い、生け垣や石積みなどとしましょう 駐車場の周囲は、できるだけ緑によって囲いましょう 擁壁はできるだけつくらないようにして、表面を緑などで覆いましょう
屋外広告物	広告物は自家用のものだけにして、屋上には設置しないようにしましょう 最小限の大きさ・数に止め、文字はできるだけ少なくし、派手な色彩の使用は避け、落ち着いたデザインのものとしましょう

板倉ニュータウン住宅地における風景づくり

風景づくりのポイント ...これが特に大切です！

屋根は勾配屋根とするなど、周辺のまち並みに調和させましょう
暖かみを感じられる色彩や周りで良く使われている素材を使いましょう
道路から見える場所には、緑をたくさん設けましょう

風景づくりのイメージ ...こんな風景を目指しましょう！



風景づくりの工夫点 ...一人一人ができる範囲で工夫し、取り組みましょう！

項目	工夫点
配置	風景資産等の周辺では、建物の配置や外観のデザインを工夫しましょう 地域のシンボルとなる大切な樹木はできるだけ保存して活かしましょう
高さ	周辺の建築物と同じぐらいの高さ（概ね 10 m 以下）としましょう
形態意匠	屋根は勾配屋根にしましょう 建築物全体でデザインや色彩をまとめましょう 建築設備や屋外階段、ごみ置き場等は、周りになじませましょう 長大な壁面はつくらないように工夫しましょう
色彩・素材	地域で多く使われている素材や暖かみのある色彩を使いましょう
敷地の緑化 ・外構	道路から見える場所には、高木や花など、様々な種類の緑をできるだけ設けましょう 敷地内に、高木を 1 本以上は植えるようにしましょう 駐車場の周囲は、できるだけ緑によって囲いましょう 擁壁はできるだけつくらないようにして、表面を緑などで覆いましょう
屋外広告物	広告物は自家用のものだけにして、屋上には設置しないようにしましょう 最小限の大きさ・数に止め、文字はできるだけ少なくし、派手な色彩の使用は避け、落ち着いたデザインのものとしましょう

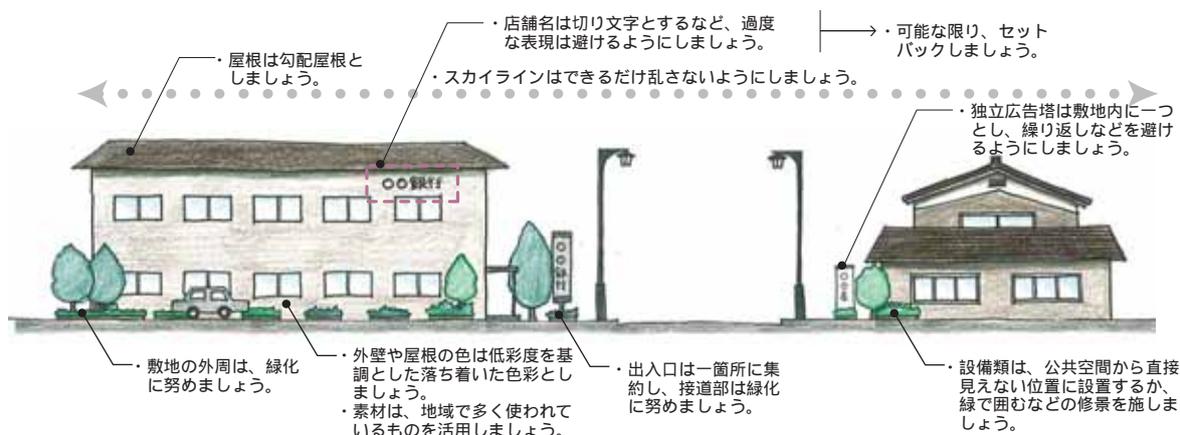
地区計画の内容に適合することも必要です

近隣商業地における風景づくり

風景づくりのポイント ...これが特に大切です！

屋根は勾配屋根とするなど、周辺のまち並みに調和させましょう
 暖かみを感じられる色彩や自然の素材を使いましょう
 道路側に建物の表情が出てくるようにしましょう

風景づくりのイメージ ...こんな風景を目指しましょう！



風景づくりの工夫点 ...一人一人ができる範囲で工夫し、取り組みましょう！

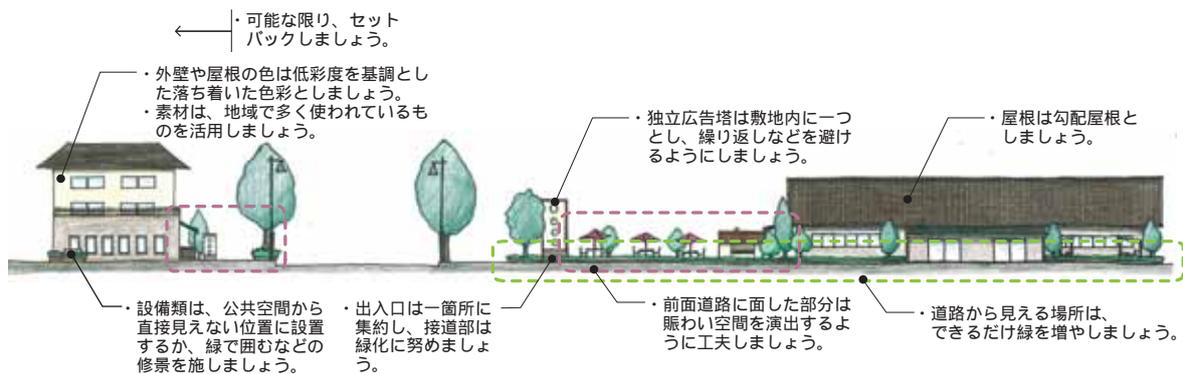
項目	工夫点
配置	風景資産等の周辺では、建物の配置や外観のデザインを工夫しましょう 地域のシンボルとなる大切な樹木はできるだけ保存して活かしましょう
高さ	周辺の建築物を大きく超えない高さとしましょう
形態意匠	屋根は勾配屋根にしましょう 建築物全体でデザインや色彩をまとめましょう 建築設備や屋外階段、ごみ置き場等は、周りになじませましょう 長大な壁面はつukらないように工夫しましょう
色彩・素材	地域で多く使われている素材や暖かみのある色彩を使いましょう
敷地の緑化 ・外構	道路側には、植木鉢等によって、ちょっとしたスペースを活かした緑化を行いましょう 駐車場の周囲は、できるだけ緑によって囲いましょう 擁壁はできるだけつukらないようにして、表面を緑などで覆いましょう
屋外広告物	広告物は屋上には設置しないようにしましょう 建築物の外観のデザインや色彩と調和させるとともに、広告物同士のデザインも調和させるなど、まとまりのあるデザインとしましょう

板倉ニュータウン商業地における風景づくり

風景づくりのポイント ...これが特に大切です！

全体的にまとまりがあって落ち着いたデザインとしましょう
暖かみを感じられる色彩を使いましょう
道路側には、緑をたくさん設けましょう

風景づくりのイメージ ...こんな風景を目指しましょう！



風景づくりの工夫点 ...一人一人ができる範囲で工夫し、取り組みましょう！

項目	工夫点
配置	風景資産等の周辺では、建物の配置や外観のデザインを工夫しましょう 地域のシンボルとなる大切な樹木はできるだけ保存して活かしましょう
高さ	周辺の建築物を大きく超えない高さとしましょう
形態意匠	屋根は勾配屋根にしましょう 建築物全体でデザインや色彩をまとめましょう 建築設備や屋外階段、ごみ置き場等は、周りになじませましょう 長大な壁面はつくらないように工夫しましょう 主要な交差点の周辺や道路が突き当たる部分については、よく見られることに配慮した特徴的なデザインとしましょう
色彩・素材	地域で多く使われている素材や暖かみのある色彩を使いましょう
敷地の緑化 ・外構	道路から見える場所には、できるだけ緑を設けましょう 敷地内の緑化には、できるだけ高木を植えるようにしましょう 駐車場の周囲は、できるだけ緑によって囲いましょう 擁壁はできるだけつくらないようにして、表面を緑などで覆いましょう
屋外広告物	広告物は屋上には設置しないようにしましょう 建築物の外観のデザインや色彩と調和させるとともに、広告物同士のデザインも調和させるなど、まとまりのあるデザインとしましょう。

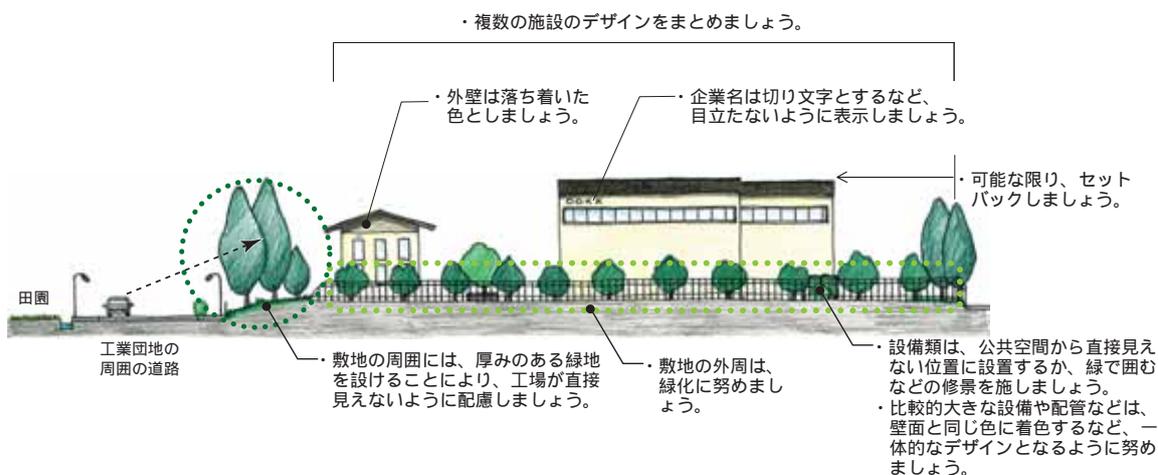
地区計画及び景観保全型広告整備地区の内容に適合することも必要です

工業系市街地における風景づくり

風景づくりのポイント ...これが特に大切です！

敷地内の施設のデザインをまとめましょう
 敷地の周囲には、高木による厚みのある緑地を設けましょう
 敷地境界からできるだけセットバックさせましょう

風景づくりのイメージ ...こんな風景を目指しましょう！



風景づくりの工夫点 ...一人一人ができる範囲で工夫し、取り組みましょう！

項目	工夫点
配置	風景資産等の周辺では、建物の配置や外観のデザインを工夫しましょう 地域のシンボルとなる大切な樹木はできるだけ保存して活かしましょう
高さ	外周部の緑化の高木を大きく超えない高さとしましょう
形態意匠	外壁は敷地境界からできるだけセットバックさせましょう 屋根は勾配屋根にしましょう 建築物全体でデザインや色彩をまとめましょう 建築設備や屋外階段、ごみ置き場等は、周りになじませましょう 長大な壁面はつくらないように工夫しましょう
色彩・素材	暖かみのある色彩を使いましょう
敷地の緑化・外構	敷地の周囲には、高木による厚みのある緑地を設けましょう 駐車場の周囲は、できるだけ緑によって囲いましょう 擁壁はできるだけつからないようにして、表面を緑などで覆いましょう
屋外広告物	広告物は屋上には設置しないようにしましょう 最小限の大きさ・数に止め、文字はできるだけ少なくし、建築物の外観のデザインや色彩と調和させましょう

板倉ニュータウン地区では、地区計画の内容に適合することも必要です

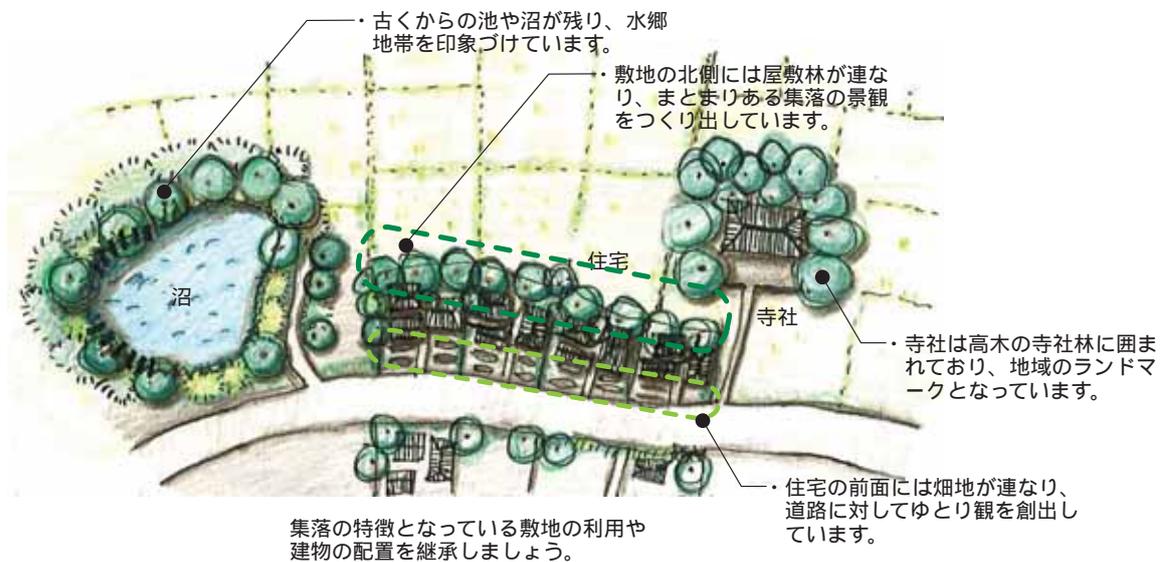
集落地における風景づくり

風景づくりのポイント ...これが特に大切です！

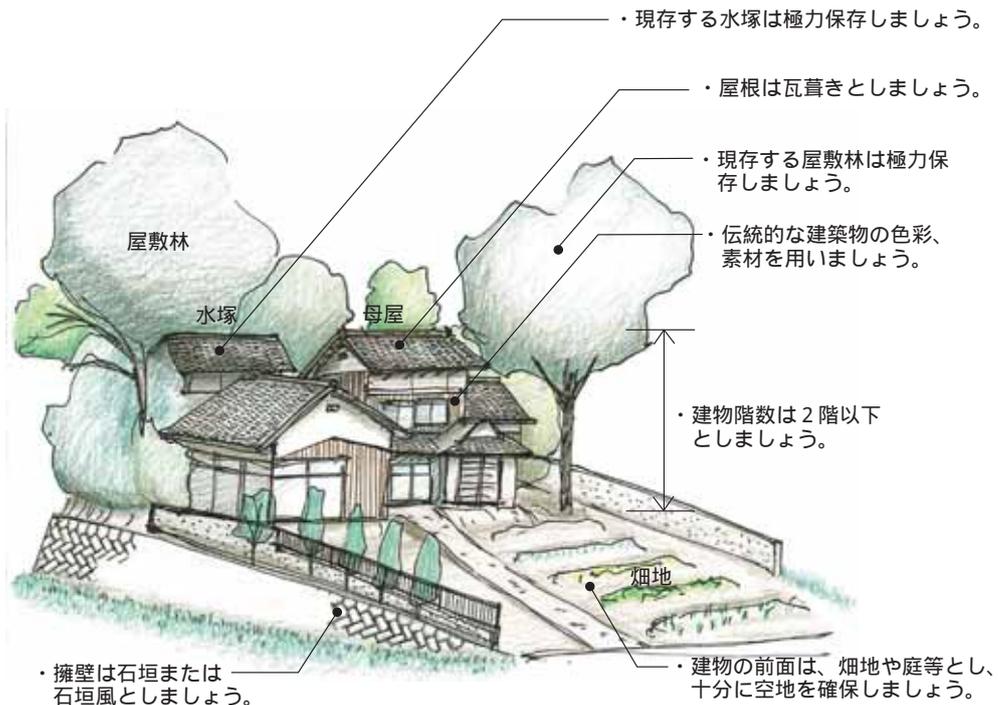
集落の特徴となっている建物や緑化等の配置を継承しましょう
 伝統的な建築物の色彩や素材を用いましょう
 既存の樹木等はできるだけ残しましょう

風景づくりのイメージ ...こんな風景を目指しましょう！

集落の配置に関する事項



建築物の形態意匠に関する事項



風景づくりの工夫点 ...一人一人ができる範囲で工夫し、取り組みましょう！

項目	工夫点
配置	建築物や屋敷林などの集落での配置や敷地の利用の特徴を活かしましょう 建築物の前面は、畑地や庭など、十分に空地を確保しましょう 残っている水塚や現在の地形形状はできるだけ保存しましょう 風景資産等の周辺では、建物の配置や外観のデザインを工夫しましょう 地域のシンボルとなる大切な樹木はできるだけ保存して活かしましょう
高さ	屋敷林等、敷地内の高木を超えない高さ（2階以下）としましょう
形態意匠	屋根は瓦葺きとしましょう よう壁は、石垣または石垣風の仕上げとしましょう 屋根は勾配屋根にしましょう 建築物全体でデザインや色彩をまとめましょう 建築設備や屋外階段、ごみ置き場等は、周りになじませましょう 長大な壁面はつくらないように工夫しましょう
色彩・素材	地域で多く使われている、伝統的な建築物の色彩や素材を用いましょう
敷地の緑化 ・外構	既存の樹木等はできるだけ残しましょう 敷地の周囲には、できるだけ緑を設けましょう 門や塀には、木などの自然素材を使い、生け垣や石積みなどとしましょう 駐車場の周囲は、できるだけ緑によって囲いましょう 擁壁はできるだけつからないようにして、表面を緑などで覆いましょう
屋外広告物	広告物は自家用のものだけにし、屋上には設置しないようにしましょう 最小限の大きさ・数に止め、文字はできるだけ少なくし、木や石など自然素材を用いたものとしましょう

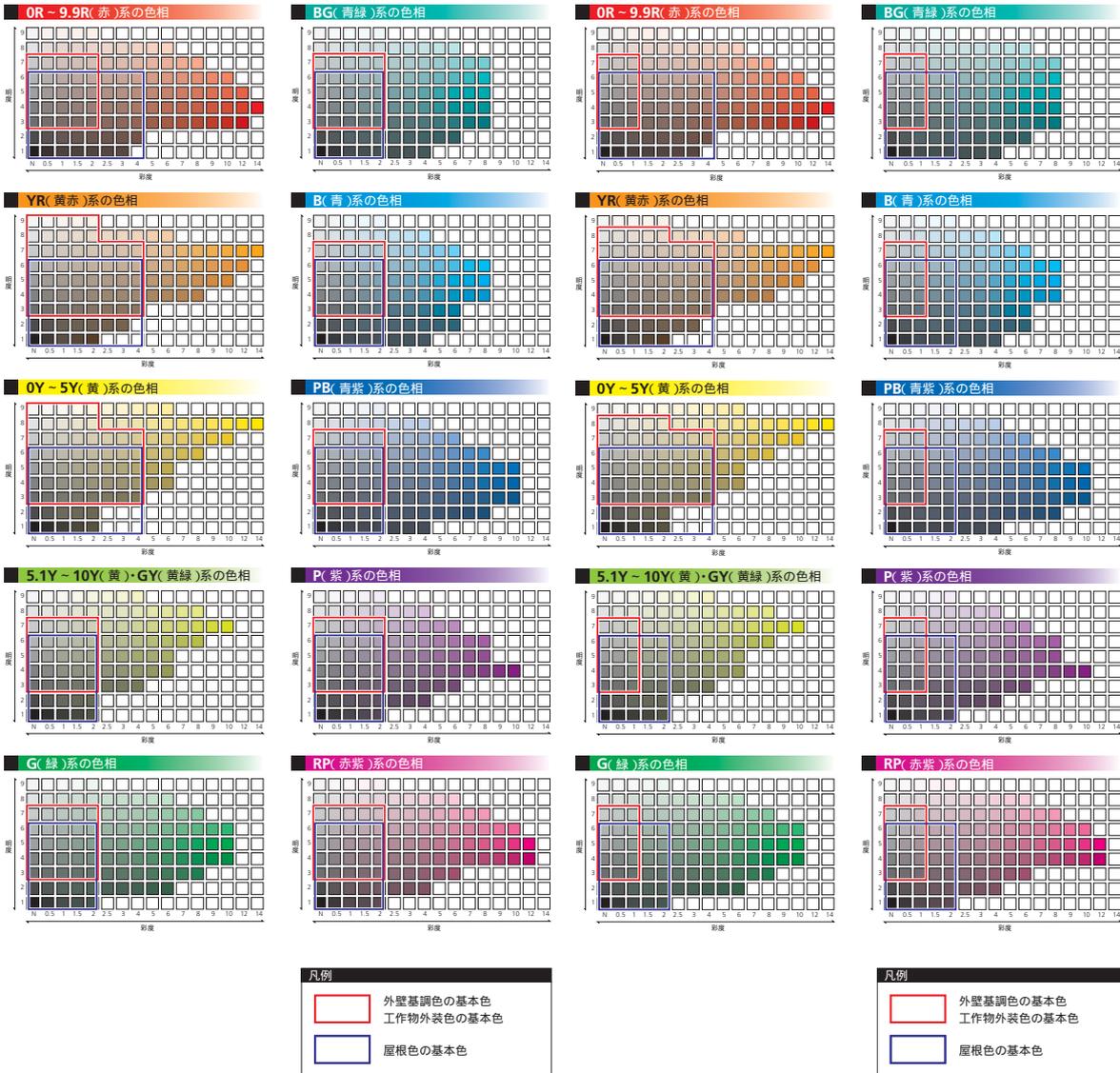
色彩のおすすめ（推奨色）

【市街化区域内】

対象・部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁	OR ~ 9.9R	8以上	-
		3以上8未満	2以下
	10R(OYK) ~ 5Y	8以上	2以下
工作物の外装	上記以外の色相	3以上8未満	4以下
		8以上	-
建築物の屋根	OR ~ 9.9R	6以下	4以下
	10R(OYK) ~ 5Y		4以下
	上記以外の色相	2以下	

【市街化調整区域内】

対象・部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁	OR ~ 9.9R	3以上8未満	1以下
		8以上9未満	2以下
	10R(OYK) ~ 5Y	3以上8未満	4以下
工作物の外装	上記以外の色相	3以上8未満	1以下
		8以上9未満	2以下
建築物の屋根	OR ~ 9.9R	6以下	4以下
	10R(OYK) ~ 5Y		4以下
	上記以外の色相	2以下	



本冊子では、できるだけ正確な色表現を心がけましたが、印刷物によるため、実際のマンセルと図版等の色彩が異なる場合がありますのでご注意ください。

参考資料



- 1 風景計画の策定経緯
- 2 板倉町景観計画策定委員会委員名簿
- 3 風景づくりに関する町民意向の把握
- 4 板倉町風景条例



参考資料 1 風景計画の策定経緯

日程	取り組み	備考
平成 20 年 8 月 1 日	景観行政団体になる	
8 月 ~	景観意識の啓発 景観計画策定に関する周知	広報誌掲載等
平成 21 年 8 月	現況調査の実施	建築物等の形態・意匠の調査 建築物の外壁・屋根の色彩の調査
9 月	地区別懇談会の開催	町民意見聴取 アンケート実施
10 月 ~	景観計画策定委員会開催（計 4 回）	専門的な観点からの意見聴取 第 1 回：平成 21 年 10 月 19 日 第 2 回：平成 21 年 11 月 12 日 第 3 回：平成 21 年 11 月 27 日 第 4 回：平成 22 年 2 月 22 日
11 月	景観フォーラムの開催	基調講演 パネルディスカッション
平成 22 年 1 月 ~ 3 月	パブリックコメントの実施 庁内調整	役場、公民館、ホームページで閲覧
3 月 31 日	風景計画（原案）確定	
平成 22 年 4 月	町議会全員協議会へ報告 区長会へ報告	風景計画（原案）の説明
5 月	町都市計画審議会での審議	風景計画（原案）に対する意見聴取
	町議会全員協議会へ報告	上程案件（風景条例）の説明
6 月	町議会へ条例上程、審議	
6 月 18 日	風景計画告示、条例公布	
7 月 ~ 9 月	風景計画・条例の周知	景観意識向上のための啓発 諸手続に関する周知
10 月 1 日	風景計画・条例の運用開始	

参考資料 2 板倉町景観計画策定委員会委員名簿

No	区分	役職	氏名	職名
1	学識経験者 又は 識見を有する者	委員長	宮 脇 勝	千葉大学大学院 工学研究科准教授
2		副委員長	東海林 克彦	東洋大学国際地域学部 国際観光学科教授
3			根 岸 昭 雄	板倉町民俗研究会長
4	町議会議員		石 山 徳 司	板倉町議会 産業建設生活常任委員会委員長
5	行政区長		清 野 重 雄	板倉町行政区長会長
6	町農業委員会		荒井 嘉一郎	板倉町農業委員会長
7	町商工会		市 澤 孝 一	板倉町商工会長
8	公募による町民		寺 島 陽 子	
9	関係行政機関 又は 県の職員		田 所 正	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所長
10			関 根 保 弘	国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長
11			前 橋 康 裕	群馬県東部県民局 館林土木事務所長
12			堺 浩 志	群馬県県土整備部 都市計画課長
13	町の職員		中 里 重 義	板倉町企画財政課長

事務局・作業班

所属	職名	氏名	備考
板倉町都市建設課 (事務局)	課長	小野田 国雄	事務局長
	課長補佐兼都市計画係長	伊 藤 良 昭	
	都市計画係主査	荻 野 剛 史	
	都市計画係主任	宇 治 川 信 子	
株式会社 都市環境研究所 (作業班)	執行役員	大 野 整	
	研究員	金 井 正 樹	
	研究員	横 山 尚	

参考資料3 風景づくりに関する町民意向の把握

地区別懇談会の開催結果の概要

1) 開催の趣旨・目的

地区別懇談会は、次の目的により実施した。

景観計画策定の周知を行うこと

景観に関する町民意向を直接把握すること

景観形成の目標や方針、実現化の施策の検討素材とすること

2) 町民への開催周知の方法

町広報紙にチラシを折り込み全戸に配布した。また、区長会において懇談会への参加・協力を呼びかけた。

3) 開催結果の概要

開催日時	場所	出席者
9月24日 19:00-21:00	南部公民館	13名
9月27日 17:30-19:15	東部公民館	23名
9月28日 17:30-19:15	中央公民館	23名
9月30日 19:00-20:50	北部公民館	20名
合計	4地区	79名

4) 開催方法（次第）

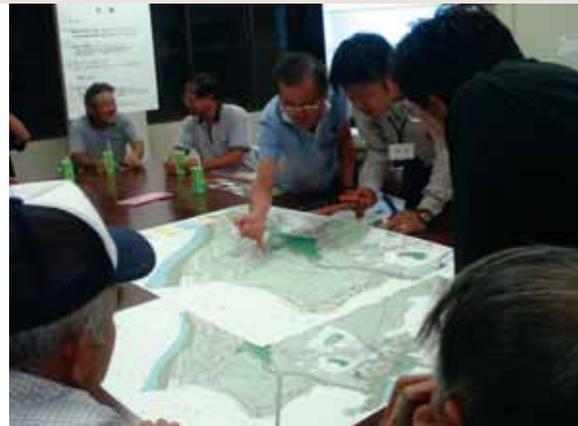
1. 景観計画の策定の趣旨、目的について（10分 - スライド）
2. 板倉町の景観について（15分 - スライド）
3. アンケートのご記入（5分） - 別紙参照
4. 意見交換（50分）

地区別懇談会の開催風景

事務局からの説明の様子



意見交換の様子



意見のまとめ



意見のまとめ（全地区）

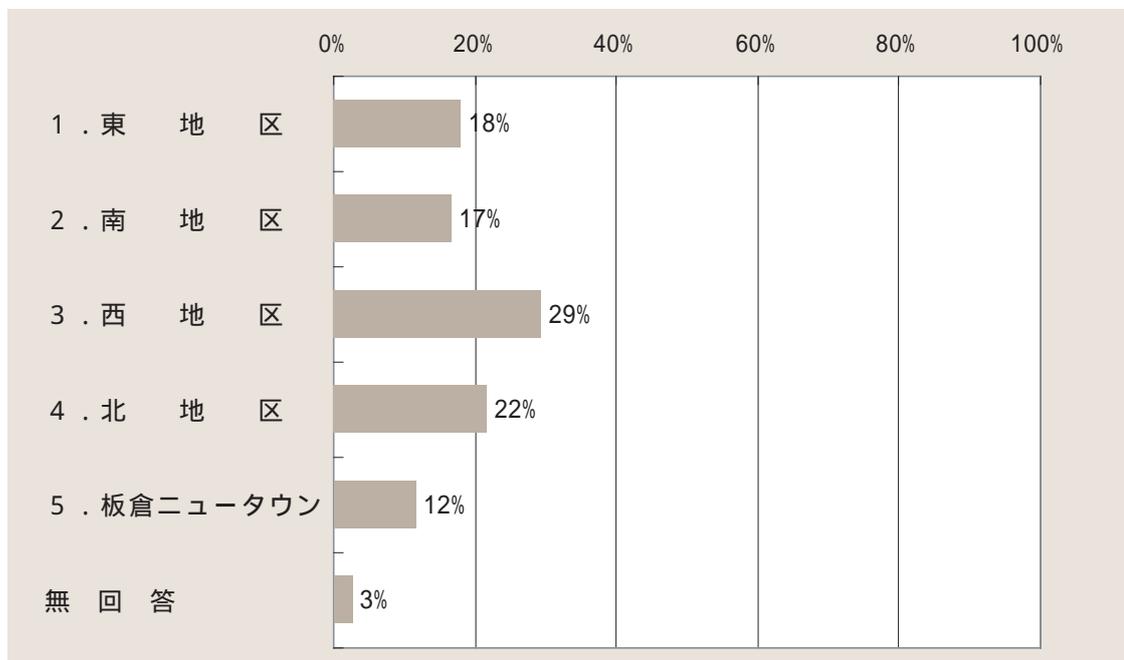
アンケート項目

- 問1 現在のお住まいの地域をお答えください。
- 問2 現在の場所のお住まいの期間をお答え下さい。
- 問3 板倉町（あるいはお住まいの地域）で、次の景観の好みを聞かせて下さい。
- 問4 今後、守りたい、残したい資源は何ですか？
- 問5 板倉町（あるいはお住まいの地域）の景観で気になること（今後改善していきたいこと）は何ですか？
- 問6 ご自分で、景観や生活環境に取り組まれていること、配慮されていることをご記入下さい。
- 問7 今後の景観形成に必要なことは何だと思えますか？

アンケート結果

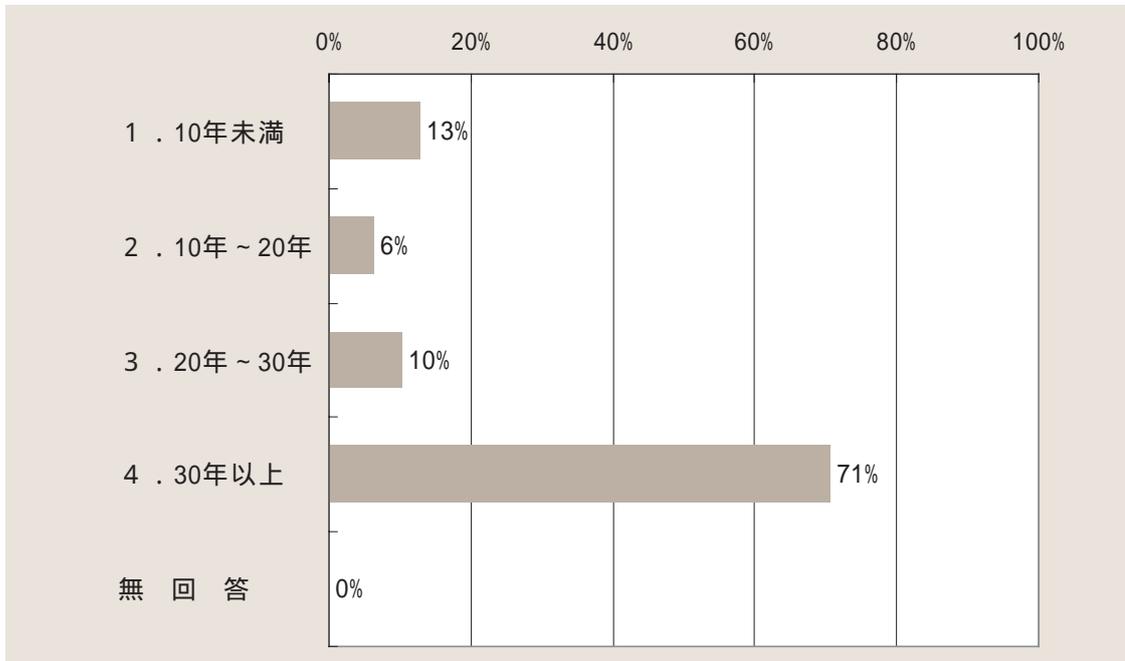
- 問1 現在のお住まいの地域をお答えください。

参加者の居住地域は、西地区が最も多く、全体の約3割を占めており、次いで北地区が多かった。



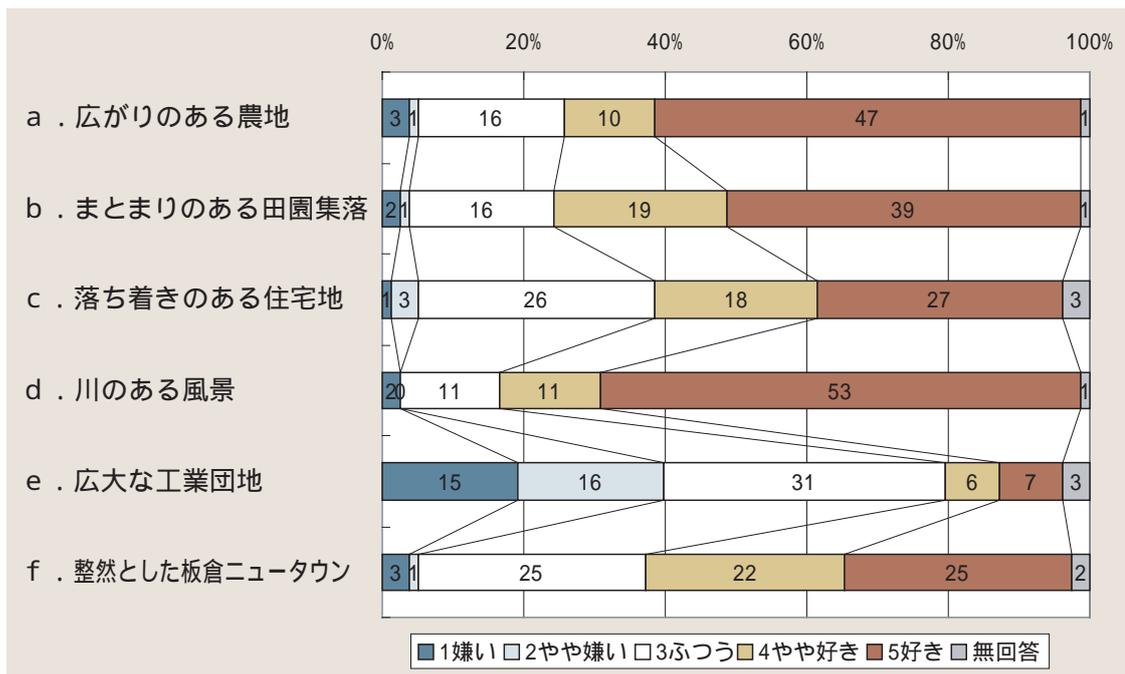
問2 現在の場所のお住まいの期間をお答え下さい。

参加者の居住期間は、30年以上が全体の約7割を占めており、長年町内に住んでいる方が多いことがわかる。次いで多いのが10年未満であり、殆どがニュータウン在住の方であると推測される。



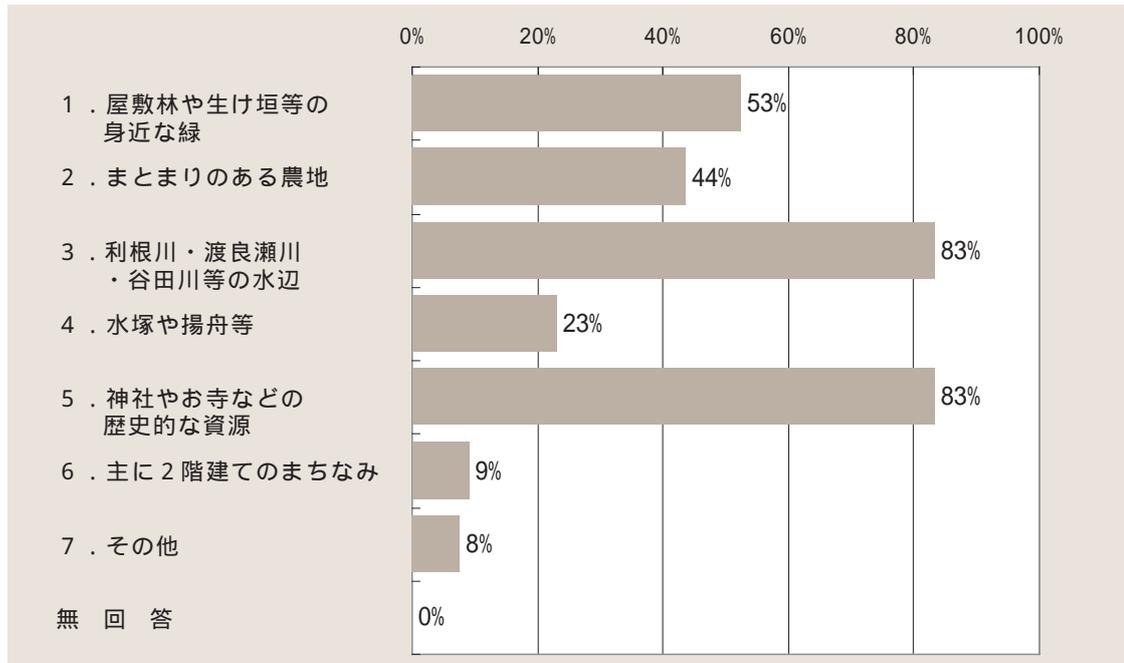
問3 板倉町（あるいはお住まいの地域）で、次の景観の好みを聞かせて下さい。

景観の好みについて、やや好き、好きという回答は「川のある風景」に最も多く、次いで「まとまりのある田園集落」、「広がりのある農地」に多い。一方、やや嫌い、嫌いという回答は「広大な工業団地」に最も多く、他の項目に対する嫌いという回答は極端に少ない。



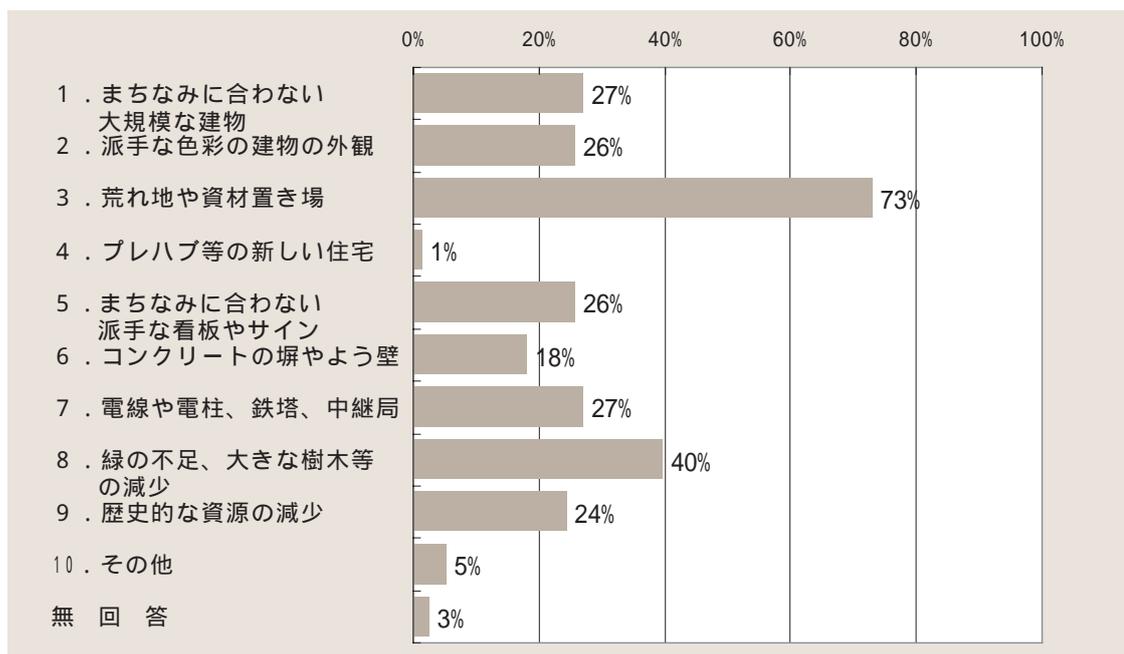
問4 今後、守りたい、残したい資源は何ですか？

守りたい、残したい資源については、「利根川・渡良瀬川・谷田川等の水辺」、「神社やお寺などの歴史的な資源」に最も多い。次いで、「屋敷林や生け垣等の身近な緑」、「まとまりのある農地」に多い。つまり、歴史的な建物や、緑、水辺を守りたいと感じている。



問5 板倉町（あるいはお住まいの地域）の景観で気になること（今後改善していきたいこと）は何ですか？

景観で気になることについては、「荒れ地や資材置き場」が約7割と多く、次いで、「緑の不足、大きな樹木等の減少」が約4割である。



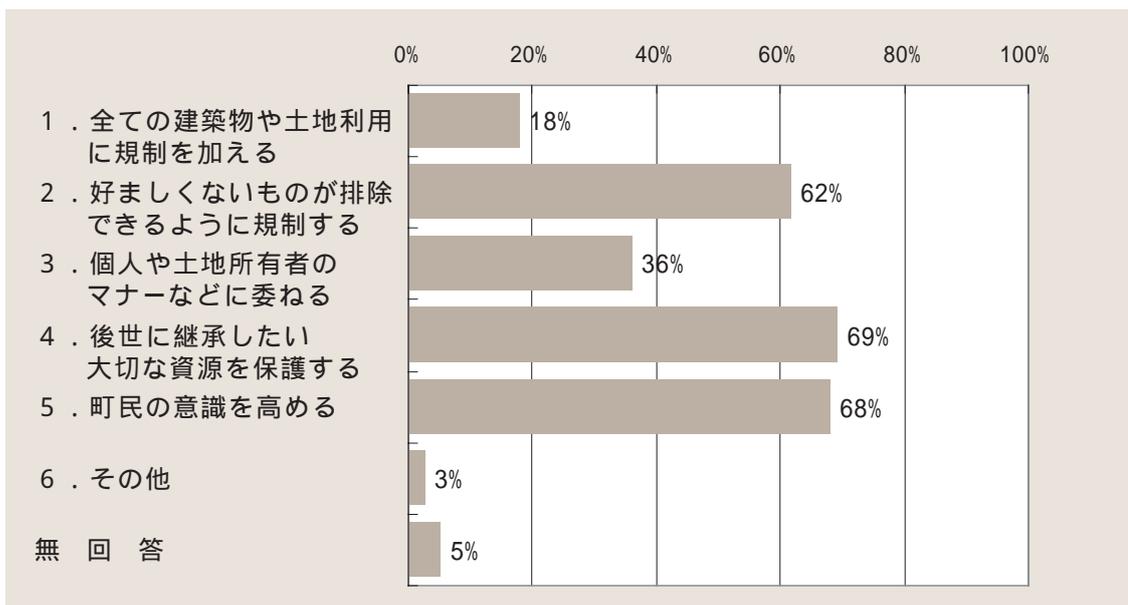
問6 ご自分で、景観や生活環境に取り組まれていること、配慮されていることをご記入下さい。

自由記述形式での回答を大きく分類すると以下の通りとなる。

<p>敷地内のみどりを増やす、保存する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生垣にし、庭木、屋敷林を多く植えている、保存している ・庭や生垣などの緑の手入れ ・屋敷の大木の枝おろし ・庭のコンクリート舗装や除草剤使用をしない <p>田園や自宅周辺に花を植える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休耕地にポーラチカを植えている ・集落と田園との間に芝桜を植えている <p>地域の大切なみどりを皆で保存、管理する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沼や公園の整備 ・野鳥の住める樹林、田園の確保 ・神社の森等の維持管理や整理整頓 	<p>自宅周辺や地域の清掃、整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庭先（道路）の清掃 ・コモンスペース等の整備 ・駐輪場の整備 ・自宅周辺の通学路のごみ、不法投棄に対して、日常的な目配り、気配り ・農業用水路内や水路脇の清掃等（むらづくり推進協議会） ・空き缶、ゴミなどを拾う <p>野鳥等の生息環境や風景の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野鳥の保護（休耕地に飛来するシギチドリ） ・田畑に飛来するタカ、小鳥の風景 ・水路の確保（水生生物等）
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

問7 今後の景観形成に必要なことは何だと思えますか？

今後の景観形成に必要なことについては、「後世に継承したい大切な資源を保護する」、「町民の意識を高める」が約7割を占めており最も多く、次いで「好ましくないものが排除できるように規制する」が約6割と多い。



意見交換のまとめ【全地区】

良いところ

- 水田、集落、山々等による田園集落の眺め
- まとまりのある農地、緑豊かな集落など、広大な田園風景の眺め（河川の堤防などの小高い場所からの眺めや、集落から河川沿いの堤への眺め等）が良い。
- 田園集落越しに見える赤城山、日光、富士山、筑波山等が眺められる。
- 至るところから夕日がきれいに見える。
- 権現沼や海老瀬川やその周辺の里山の風景が良い。

多種多様な動植物等による豊かな自然環境・水辺

- ヤナギや大い草など、多種多様な植物の群生が見られる。
- 谷田川沿いなどの桜並木がきれい。
- 流通団地の整備でできた川辺の公園が良い。
- 板倉は野鳥の宝庫であり、水田や遊水池は、渡り鳥の飛来地（中継地）となっている。

ニュータウンの整ったまち並み

- ニュータウンは、道が広く、街路樹もあり、まち並みが良い。

自然護岸による河川の景観

- 沈下橋やヤナギ山、川田など、人工物が無い、自然の水辺の風景が良い。
- 谷田川は散策している人も多い。

神社やその周辺の樹林等の歴史を感じさせる景観

- 雷電神社や西丘神社や二本松などの歴史のある資源は後世に受け継いでいきたい。
- 社寺を守ることは基本だと思う。
- 雷電神社の昔の参道や大鳥居は風情があって良い。松を植えても良いのではないかな。

気になるもの

- 大切な資源の周辺にある電波塔や荒地等
- 農地や神社などそばに、電波塔や中継局、電柱などがあると気になる。（大きさや色など）

- 農地のそばにゴミや残土置き場があると気になる。

敷地内の緑の減少

- 高木や防風林や生け垣の維持管理が大変で、建て替え等の際に伐採されたり、ブロック塀等が変わったりしている

空き地や休耕田、農道等の管理

- 農道（あぜ道）が除草されていない。
- 休耕田の管理や荒地の改善（草地の管理など）が必要。

- 街路樹や桜並木などは良いが、管理が不十分で枝や草が茂っているものが見られる。

- 空き家となった家の雑草等の管理が必要。

- 手入れをされておらず、雑草が茂っている農村公園や空き家などは使われていない。

活気が無くなった通り

- 旧古河往還は、バイパスができて車の往来やお店が減り、活気が無くなった。

河川の水質の悪化や手入れが不十分な河川敷

- 川にゴミが多く、水質も良くない。
- 川辺の草地の管理が不十分なところがある。

自然の用水路等の減少

- コンクリート護岸の農業用水が増えている。

良いもの等のPR不足

- 良いものをPRする。情報発信が不十分で知らない場合が多い。

今後の景観づくりに対する意見

地域で取り組むことについて支援をして欲しい

- ・数名で芝桜を植えているが、集落全体の取り組みに発展させたい。周りの人を巻き込むためには、行政のサポートがあるのが良い
- ・里山の保全活動を行っている。管理用の機械を町から借用しているが、活動費に対する何らかの支援が欲しい
- 水辺を快適な空間に整備して欲しい
- ・河川内を快適に歩ける
- ・ベンチなどの施設を整備する
- 大切な資源の保全方策について
- ・巨木等のシンボルとなっている緑については、何らかの支援があると保全できる可能性が広がる（他都市で取り組んでいる助成制度や固定資産税の減免措置等）
- 景観を維持することについて
- ・まちの景観は基本的には良い。緑をはじめ、管理を適切に行う、拠点となる施設（水郷公園等）の管理を行い、快適な状態とすることが大切
- ・町民の景観に対する意識を高め、地域で管理するためには、行事（イベント）を開催することで気づくことが期待できる。その意味でも古くからの祭りや行事を大切にすることが必要
- 歴史性への配慮
- ・江戸時代からの用水路などがコンクリート張りになっているものがある。機能面ばかりではなく、歴史性を重んじた整備とすべきではないか
- 荒れ地や堆積物について
- ・これらは景観的にも良くないし、営農環境の維持の面でも大切。休耕田等の対策を行い、美しい田園風景を維持したい。

参考資料 4 板倉町風景条例（平成22年板倉町条例第9号）

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第6条）
- 第2章 風景計画（第7条 - 第11条）
- 第3章 良好な風景づくり（第12条 - 第18条）
- 第4章 風景資産等（第19条 - 第24条）
- 第5章 表彰、助成等（第25条・第26条）
- 第6章 審議会（第27条 - 第31条）
- 第7章 雑則（第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、風景に関する町の施策の基本を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めることにより、町民一人ひとりが親しみと愛着と誇りの持てる板倉らしい風景づくりを進め、次の世代に引き継いでいくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）風景 人々に知覚される区域であり、自然の作用、人間の作用あるいは自然と人間と相互作用による結果により表れたものをいう。
- （2）風景づくり 板倉らしい良好な風景を守り、育て、つくることをいう。
- （3）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- （4）工作物 建築基準法第88条第1項に規定する工作物及びこれらに類するもので規則で定めるものをいう。
- （5）町民 板倉町内に住所を有する者及び板倉町内の土地又は建築物等に関する権利を有する者をいう。
- （6）事業者 建築物、工作物の新築、新設、表示、増改築、その他これらに類する行為を行う者及び土地の開墾その他の土地の形質の変更を行う者並びにこれらの行為に係わる設計を業として行う者をいう。

（町の責務）

第3条 町は、良好な風景づくりを推進するための施策を策定し、これを総合的に実施しなければならない。

- 2 町は、公共施設の整備を行うときは、良好な風景づくりにおいて先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 3 町は、良好な風景づくりに関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 町は、良好な風景づくりの取組状況等を点検し、その結果を公表するものとする。

（町民の責務）

第4条 町民は、自らが良好な風景づくりに重要な役割

を果たすことを認識し、積極的に良好な風景づくりに努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する良好な風景づくりに関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らの事業活動が良好な風景づくりに重要な役割を果たすことを認識し、その事業活動の実施に当たり、積極的に良好な風景づくりに努めなければならない。

- 2 事業者は、町が実施する良好な風景づくりに関する施策に協力しなければならない。

（国等に対する要請）

第6条 町長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、良好な風景づくりについて協力を要請するものとする。

第2章 風景計画

（風景計画の策定）

第7条 町は、法第8条第1項の規定に基づく景観計画（以下「風景計画」という。）を定めるものとする。

（策定の手続）

第8条 町は、風景計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条に規定する手続を行うほか、第27条に規定する板倉町風景審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

（風景重点地区）

第9条 町長は、特に一体的な風景づくりに取り組む必要があると認める地区を風景重点地区として風景計画に定めることができる。

（風景計画への適合）

第10条 町は、建築物の建築等又は工作物の建設等を行うに当たっては、当該建築物又は工作物を風景計画に適合させなければならない。

- 2 建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者は、当該建築物又は工作物を風景計画に適合させるように努めなければならない。

（助言及び指導）

第11条 町長は、良好な風景づくりのために必要があると認めるときは、必要な助言又は指導をすることができる。

- 2 町長は、前項の規定により助言し、又は指導する場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による助言又は指導に従わない者に対して、当該助言又は指導に従うよう勧告することができる。

第3章 良好な風景づくり

（届出を要する行為）

第12条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定

める行為（風景重点地区内におけるものを除く。）は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、面積が1,000平方メートルを超えるもの又は規模が高さ2メートルを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
- (2) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、高さが2メートルを超え、又は面積が1,000平方メートルを超えるもの

2 風景重点地区内における法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の植栽又は伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- (4) 水面の埋立て又は干拓
(届出を要しない行為)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為（風景重点地区内におけるものを除く。）は、別表1に掲げる行為とする。

- 2 風景重点地区内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表2に掲げる行為とする。
- 3 法第16条第7項第1号に掲げる行為を除くほか、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものとする。

(特定届出対象行為)

第14条 法第17条第1項の規定により条例で定める行為は、次に掲げる行為（前条の規定に該当する場合を除く。）とする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する建築物の建築等
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する工作物の建設等

(事前協議)

第15条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出をしようとする者は、届出の前に、規則で定めるところにより町長に対し協議しなければならない。

(行為の完了等の届出)

第16条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- 2 前項の者が同項の行為を中止したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(公表)

第17条 町長は、第11条第3項又は法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(風景阻害物件の所有者等に対する協力要請)

第18条 町長は、当該地区の良好な風景づくりを著しく阻害するものであると認める建築物、工作物その他の物件があるときは、所有者又は権原に基づく占有者

(以下「所有者等」という。)に対し、良好な風景づくりに関し必要な措置を講じるよう協力を要請することができる。

- 2 町長は、風景計画区域内の空地が当該地区の良好な風景づくりに支障を及ぼしていると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、良好な風景づくりに配慮した管理又は利用を図るよう協力を要請することができる。

第4章 風景資産等

(風景資産の指定)

第19条 町長は、自然、歴史、文化等からみて、町の風景づくりを進める上で価値があると認められる建築物、工作物、樹木、行事、河川、池沼等を風景資産として指定することができる。

- 2 町長は、前項の規定により風景資産の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、当該指定しようとするものの所有者等の同意を得なければならない。

3 町長は、第1項の規定により風景資産の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該風景資産の所有者等に通知するものとする。

4 前2項の規定は、風景資産の指定の解除について準用する。

- 5 町長は、第1項の規定により風景資産の指定をしたときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設けるものとする。

(維持管理)

第20条 風景資産の所有者等は、当該風景資産の価値を尊重し、その維持及び管理に努めるものとする。

(景観重要建造物の指定)

第21条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ当該建造物の所有者等の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かななければならない。

2 町長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するとともに、その旨を表示する標識を設置するものとする。

- 3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。ただし、標識の設置については、この限りでない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第22条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕に当たっては、原則として当該建造物の修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講じること。

(3) 景観重要建造物の焼失を防ぐため、当該敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(景観重要樹木の指定)

第23条 町長は、法第28条第1項の規定により景観

重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ当該樹木の所有者等の同意を得るとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 町長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するとともに、その旨を表示する標識を設置するものとする。
- 3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。ただし、標識の設置については、この限りでない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第24条 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な風景を保全するため、せんだいその他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失及び枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を行うこと。

第5章 表彰、助成等

(表彰)

第25条 町長は、特に良好な風景づくりに寄与していると認められる建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者又は施工者を表彰することができる。

- 2 町長は、特に良好な風景づくりに貢献している個人又は団体等を表彰することができる。
- 3 町長は、前2項に規定する表彰を行うときは、審議会の意見を聴くものとする。

(助成等)

第26条 町長は、良好な風景づくりに関する行為等に対し、技術的援助を行い、又は経費の一部を助成することができる。

第6章 審議会

(設置)

第27条 良好な風景づくりを推進するため、板倉町風景審議会を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、この条例によりその権限に属するものと定められた事項を調査審議するほか、町長の諮問に応じ、風景に関する事項を調査審議する。

- 2 審議会は、町長が法に基づく処分その他の行為をしようとする場合において求めがあったときは、その意見を述べるものとする。

(組織等)

第29条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会の議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募した町民

- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の運営)

第31条 第28条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

第7章 雑則

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

別表1 (第13条関係)

1 法第16条第1項第1行為のうち、届出を要しない行為	次のいずれかに該当するもの (1) 建築物の規模(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築物の規模)が、高さ12メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下のもの (2) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が、10平方メートル以下のもの (3) 工事に必要な仮設の建築物の建築等 (4) 外観の模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が、10平方メートル以下のもの (5) 改築で、外観の変更を伴わないもの
2 法第16条第1項第2行為のうち、届出を要しない行為	次のいずれかに該当するもの (1) さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが2メートル以下のもの (2) 次に掲げる工作物で、高さ(建築物又は他の工作物と一体となって設置される場合は、建築物又は他の工作物の高さとの合計の高さ)が12メートル以下のもの ア 電波塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの イ 煙突、排気塔その他これらに類するもの ウ 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの エ 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの オ 記念塔その他これらに類するもの (3) 次に掲げる工作物で、工作物の規模(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築物の規模)が、高さ(建築物又は他の工作物と一体となって設置される場合は、建築物又は他の工作物の高さとの合計の高さ)12メートル以下かつ築造面積1,000平方メートル以下のもの

<p>ア 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類するもの</p> <p>イ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</p> <p>ウ 自動車車庫の用に供する立体施設</p> <p>エ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</p> <p>オ 汚水処理施設、し尿処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの</p> <p>(4) 建築物又は他の工作物と一体となったさく、塀、擁壁その他これらに類するもの及び(2)アからオまでに掲げる工作物の新設で、当該工作物の高さが1.5メートル以下のもの</p> <p>(5) 建築物又は他の工作物と一体となった(3)アからオまでに掲げる工作物の新設で、当該工作物の高さが1.5メートル以下のものかつ10平方メートル以下のもの</p> <p>(6) さく、塀、擁壁その他これらに類するもの及び(2)アからオまでに掲げる工作物の増築又は改築で、当該工作物の増築又は改築後の高さが、増築又は改築前の高さ以下のもの</p> <p>(7)(3)アからオまでに掲げる工作物の増築又は改築で、当該工作物の増築又は改築後の高さが、増築又は改築前の高さ以下かつ増築又は改築に伴い増加する部分の築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>(8) 外観の様式替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの</p> <p>(9) 改築で、外観の変更を伴わないもの</p>	<p>ア 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類するもの</p> <p>イ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</p> <p>ウ 自動車車庫の用に供する立体施設</p> <p>エ 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</p> <p>オ 汚水処理施設、し尿処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの</p> <p>(4) 建築物又は他の工作物と一体となったさく、塀、擁壁その他これらに類するもの及び(2)アからオまでに掲げる工作物の新設で、当該工作物の高さが1.5メートル以下のもの</p> <p>(5) 建築物又は他の工作物と一体となった(3)アからオまでに掲げる工作物の新設で、当該工作物の高さが1.5メートル以下のものかつ10平方メートル以下のもの</p> <p>(6) さく、塀、擁壁その他これらに類するもの及び(2)アからオまでに掲げる工作物の増築又は改築で、当該工作物の増築又は改築後の高さが、増築又は改築前の高さ以下のもの</p> <p>(7)(3)アからオまでに掲げる工作物の増築又は改築で、当該工作物の増築又は改築後の高さが、増築又は改築前の高さ以下かつ増築又は改築に伴い増加する部分の築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>(8) 外観の様式替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの</p> <p>(9) 改築で、外観の変更を伴わないもの</p>	<p>別表2(第13条関係)</p>
<p>3 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p>	<p>開発区域の面積が1,000平方メートル以下かつ高さが2メートルを超える法面又は擁壁を生じないもの</p>	<p>1 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p> <p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が、10平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 工事に必要な仮設の建築物の建築等</p> <p>(3) 外観の様式替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が、10平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 改築で、外観の変更を伴わないもの</p> <p>(5) 農林漁業を営むための軽易な行為等</p>
<p>4 第12条第1項第1号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p>	<p>通常管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等</p>	<p>2 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p> <p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 新設で、当該工作物の高さが1.5メートル以下かつ築造面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>(2) 増築又は改築で当該工作物の増築又は改築後の高さが、増築又は改築前の高さ以下かつ増築又は改築に伴い増加する部分の面積が10平方メートル以下のもの</p> <p>(3) 外観の様式替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が、10平方メートル以下のもの</p> <p>(4) 改築で、外観の変更を伴わないもの</p> <p>(5) 農林漁業を営むための軽易な行為等</p>
<p>5 第12条第1項第2号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p>	<p>堆積の期間が90日を超えないもの</p>	<p>3 第12条第2項第1号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p> <p>通常管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等</p> <p>4 第12条第2項第2号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p> <p>通常管理行為、若しくは農林漁業を営むための軽易な行為等</p> <p>5 第12条第2項第3号に規定する行為のうち、届出を要しない行為</p> <p>堆積の期間が90日を超えないもの</p>